



多様な自然とふれあい、 共生する都市 富田林

富田林市緑の基本計画



平成 31(2019) 年 3 月





はじめに



緑豊かな暮らし、人々が守り育てる富田林の緑

本市は、昔ながらの田園風景や石川の清流をはじめ豊かな自然環境と古来より由緒ある神社仏閣や史跡など多くの歴史的資源に恵まれ、近年は都市基盤の整備が進み、良質な生活環境を備えた住宅都市として発展してきました。先人から受け継いだ本市のかけがえのない魅力を将来へ継承し、誰もが豊かな自然、歴史、文化にふれ、癒しを感じながら暮らすことができるまちづくりを推進しております。

先般、策定いたしました「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」においては、将来像を「ひとがきらめく!自然がきらめく!歴史がきらめく!みんなでつくる笑顔あふれるまち富田林」と定めております。

このような中、富田林市緑の基本計画は、「都市緑地法」と「富田林市の環境保全と向上に関する基本条例」に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を図るための総合的な指針として、平成19年3月に策定いたしました。この間の人口減少の進展や地球環境問題、生物多様性への配慮など、緑を取り巻く環境は大きく変化しており、また、関係法令の改正も行われていることから、今後の本市の緑に関わる課題解決に向けたまちづくりの考え方や将来像を明らかにするために、このたび改定を行いました。

これからは、この基本計画をもとに市民協働による総合的な緑のまちづくりを推進して参りますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の改定にあたり、多大なるご尽力をいただきました富田林市環境保全審議会、富田林の自然を守る市民運動協議会の皆様をはじめ、市民アンケートや市民ワークショップ、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました多くの方々に心から厚くお礼を申し上げます。

富田林市長 多田 利喜

平成 31 年 3 月

目 次

第1章 緑の基本計画について	1
第1節 緑の基本計画の概要	1
1. 緑の基本計画の概要と改定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間と計画対象区域	1
4. 計画の対象とする緑	2
5. 改定にあたっての基本的考え方	2
第2節 緑の役割	3
第2章 富田林市の緑の現況	4
第1節 富田林市の現況	4
1. 位置及び面積	4
2. 地形	5
3. 人口	6
4. 土地利用	7
5. 市街地の進行状況	8
6. 文化財	11
第2節 富田林市の緑の現況	13
1. 自然環境	13
2.緑被の現況	16
3. 都市公園等	17
4. 法指定	22
5. 都市緑化	23
6. 緑に関する活動	26
7. 緑に対する市民意識	29
第3節 上位、関連計画	38
第3章 緑の課題	44
第4章 緑の将来像と基本方針	46
第1節 緑の将来像	46
第2節 緑の基本方針	47
第3節 緑の目標	49
1. 人口の将来見通し	49
2. 緑の目標	50

第5章 緑の施策	52
第1節 施策の体系	52
第2節 緑に関する施策	53
1. 郷土の緑を守る施策	53
2. 緑を創り、活かす施策	57
3. みんなで緑を育む施策	60
第6章 保全配慮地区の方針	61
第1節 保全配慮地区の設定	61
第2節 保全配慮地区の方針	62
1. 奥の谷・南原地区	62
2. 錦織公園西部地区	63
3. 東板持地区	64
第7章 計画の実現に向けて	65
第1節 計画推進の仕組みづくり	
1.緑のパートナーシップづくり	65
2. 関係機関との連携	65
3. 緑の保全・育成を支援する制度や体制の充実	
第2節 計画の進行管理	
1. 進行管理のサイクル	66
2. 進行管理の方法	66

参考資料

第1章 緑の基本計画について

第1節 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画の概要と改定の背景

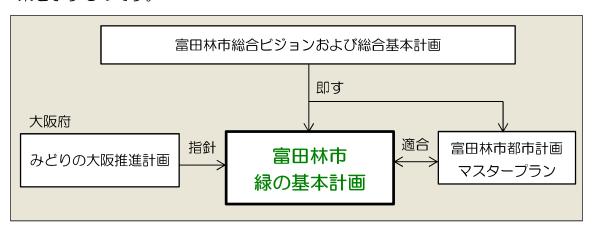
緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことを指します。具体的には、都市公園等の整備や緑化活動への市民参加の促進といった緑に関する基本的な方針が定められています。

本市では、平成 19 (2007) 年に緑の基本計画を策定しましたが、それから約 10 年が経過する中で、人口減少、地球環境問題、農の担い手不足、都市農地に対する位置づけの転換、財政的制約、生物多様性への配慮など、公園、緑地、農地等を取り巻く環境は大きく変化してきました。

上位計画である「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」の改定も行われた他、都市緑地法、都市公園法など関連法令の改正も行われていることから、これらの変化に的確に対応し、緑に関わる課題解決に向けたまちづくりの考え方や、将来像を明らかにするため改定を行うことになりました。

2. 計画の位置づけ

富田林市緑の基本計画は、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」を 上位計画とし、「富田林市都市計画マスタープラン」と適合し、「みどりの大 阪推進計画」を指針とした、総合的な緑地の整備・保全・活用等に関する施 策を示すものです。



3. 計画期間と計画対象区域

計画期間は20年後を展望しつつ、今後おおむね10年間を計画期間とします。

計画対象区域は、本市全域とします。

4. 計画の対象とする緑

本計画では、前回計画と同様、「樹林地、河川などの水辺地、公園、農地、学校・庁舎などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の庭など」の緑を計画対象とします。

5. 改定にあたっての基本的考え方

改定の背景を踏まえながら、以下の基本的な考え方に基づいて改定を行いま した。

①持続可能な緑のまちづくりへの対応

本市は、平成 14(2002)年をピークに人口は減少傾向にあります。今後も少子高齢化や人口減少が進む中、限りある財源により持続可能な「緑のまちづくり」を進めていくためには、計画内容の実現性を高め、効率的、効果的に施策を推進していく必要があります。

したがって、「現実的かつ、わかりやすい目標の設定」や、「今ある緑の活用に視点を置いた施策の検討」、「多様な主体の連携と官民協働につながる計画」等の視点を考慮して改定を行いました。

②生物多様性の確保や農地の保全への配慮

平成 20 (2008) 年に生物多様性基本法が制定され、都市における緑地の保全・再生・創出・管理など、生物多様性の確保に向けた取組が重要であると認識されました。

本市は、市域の 60%が市街化調整区域となっており、里山や農地、水辺など、生物多様性からみても貴重な環境が残っています。

したがって、「まち、里山、農地、水辺等が一体となったエコロジカル・ネットワークの形成」、「都市緑化の推進」等の視点を考慮して改定を行いました。

③公園の活用や管理運営のあり方

本市の公園は開設後当初から年数を経た公園も多く、老朽化した施設の更新や改修、地域のニーズに対応した公園の新たな活用策が求められています。

一方、平成 29(2017)年に改正された都市公園法を受けて、都市公園の再生・活用に向けた取組が始まっています。

したがって、「公園の役割や地域性をふまえた幅広い年代に利用される公園」 等の視点を考慮して改定を行いました。 緑は、私たちの生活を支える上でさまざまな役割を担っています。

緑は、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つの機能を持っており、それぞれの機能がより効果的に発揮、または補完しあうような緑のまちづくりを行うことが大切です。

■環境保全機能

公園や樹林地、道路の街路樹、水辺などの緑はさまざまな生物の生息場所であり、それらが繋がることで、生物の移動経路にもなります。これらは都市における生物多様性の確保に大きく貢献し、生物多様性は、水や食料、気候の安定など、人間が生きていくために役立つ自然の恩恵(生態系サービス)をもたらしてくれます。



また、地球温暖化は温室効果ガス排出量の増加に 起因しますが、二酸化炭素の吸収源である樹木など の緑はそれを防止する重要な役割を果たしていま す。

■レクリエーション機能

公園や広場などの緑は、子どもたちの遊び場や、 多様な世代の散策の場、休息の場、憩いの場として 大切な役割を担っています。

また、余暇活動やスポーツ・健康づくりのための 活動の場としても重要な役割を担っています。



■防災機能

公園や農地などのオープンスペースは、地震や水 害などの大規模災害時に人々の命を守る重要な防 災空間として機能します。また、森林やため池、農 地などの緑は、土砂災害の防止、洪水調整といった 防災機能を有しています。



■景観形成機能

山や川などの緑で構成される自然的景観は、そこに住む人々の記憶に残る風景(原風景)であり心を癒す存在です。

また、公園や街路樹、水辺などの緑は、都市景観を形成する上で重要な役割を果たしています。



第2章 富田林市の緑の現況

富田林市の現況 第1節

1. 位置及び面積

本市は大阪府の東南部に位置し、大阪都 心部から約 20km の距離に位置します。

市の北側は堺市美原区及び羽曳野市、 南は河内長野市及び千早赤阪村、東は太 子町及び河南町、西は大阪狭山市に接し ています。

市域は、東西距離が約 6.4km、南北距

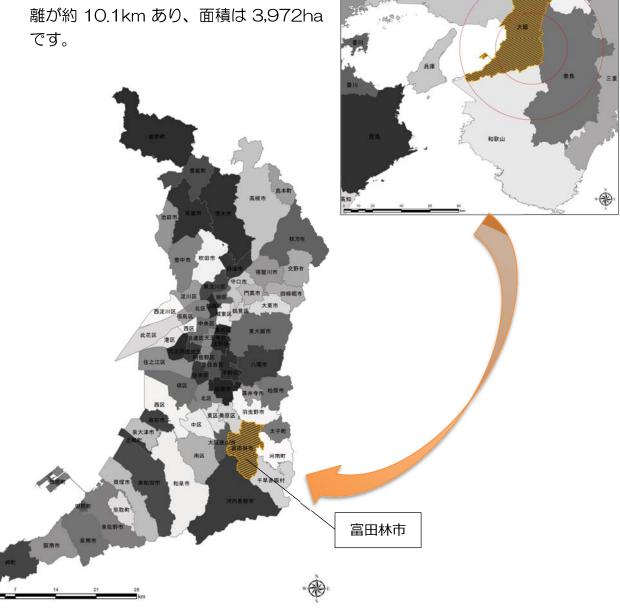


図2-1 富田林市の位置

2. 地形

本市は、市内の中央部を南から北へ流れる石川によって形成された平野部と、金剛山系に連なる南部の山地、西部の丘陵地によって構成されています。

図2-2に、250mメッシュ単位での地形傾斜を示します。これをみると、 市の南部、嶽山・金胎寺山東斜面に傾斜度が20度を越える斜面が分布してい ることがわかります。

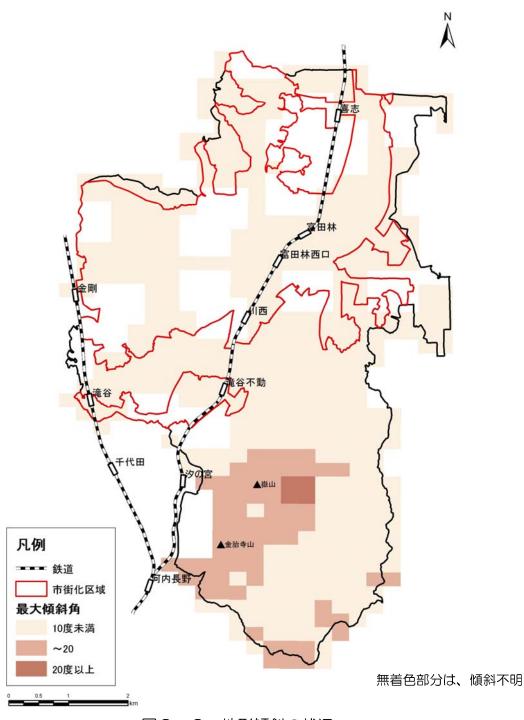


図2-2 地形傾斜の状況

資料:国土数値情報

3. 人口

1) 人口の推移

本市は、大都市近郊の住宅都市として人口流入が続いてきましたが、住民基本台帳人口では平成 14(2002)年をピークに減少傾向にあります。また、国勢調査における人口のピークは平成 12(2000)年実施分です。

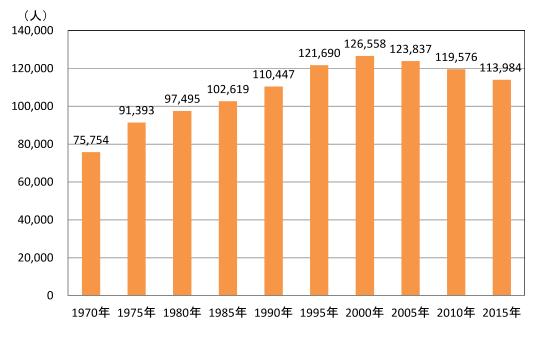


図2-3 人口の推移

2) 年齢3区分人口の推移

年齢3区分別の人口比率は、65歳以上の高齢者が府平均に比べてわずかに高くなっています。

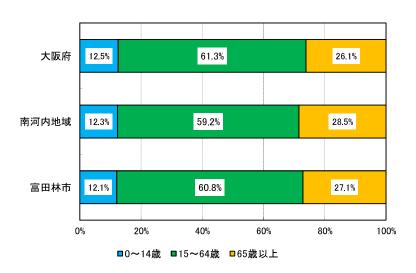


図2-4 年齢3区分人口割合(平成27(2015)年)

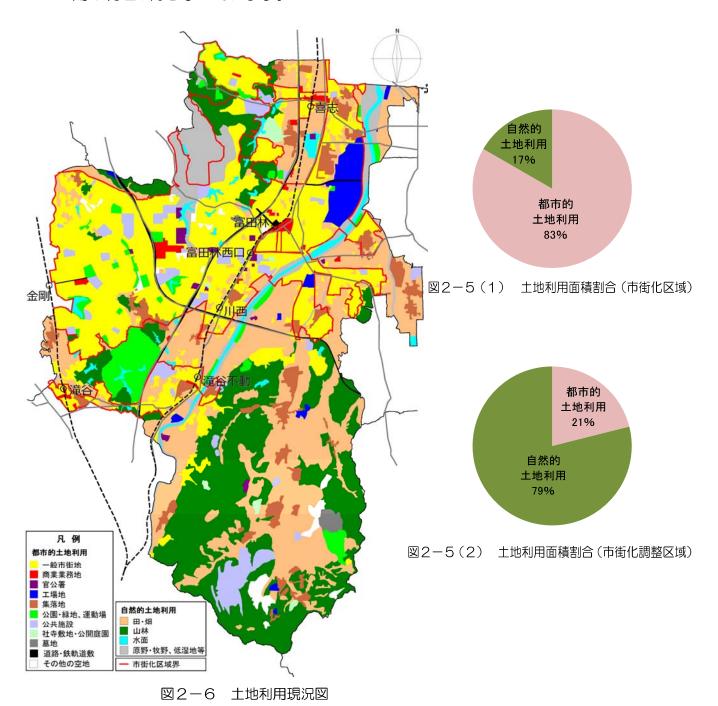
注:年齢不詳を除く割合 資料:国勢調査(総務省)

4. 土地利用

本市の土地利用の状況は、図2-5、図2-6に示すとおりです。

市街化区域は、一般市街地や商業業務地、工業地、公共施設用地等の都市的 土地利用が約83%を占め、農地、山林等の自然的土地利用が約17%となって います。

一方、市街化調整区域は、自然的土地利用が約 79%を占め、都市的土地利用が約 21%となっています。



資料:都市計画基礎調査(大阪府(平成27年))

5 市街地の進行状況

1) 人口集中地区の推移

人口集中地区(DID 地区)*は、昭和35(1960)年時点で富田林駅や富田林西口駅周辺で設定されていましたが、20年後の昭和55(1980)年には北部や東部、金剛方面に広く拡大しています。(図2-8)

DID 地区面積は、昭和 35 (1960) 年から平成 27 (2015) 年にかけて 10.6 倍に拡大しています。 DID 地区人口は、昭和 40 年代に大きく増加し、 平成 12 (2000) 年以降は減少傾向にあります。

※人口集中地区は、国が実施する国勢調査で設定されているもので、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が 5,000 人以上を有する地域に設定されます。

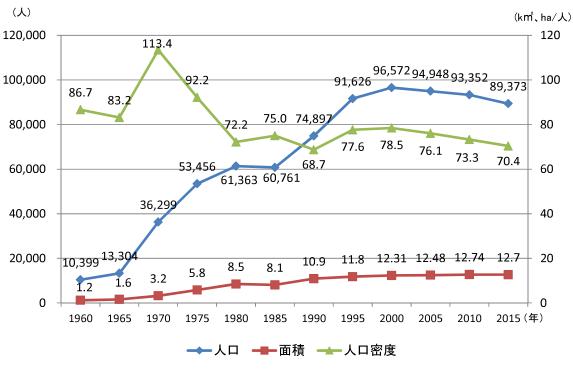


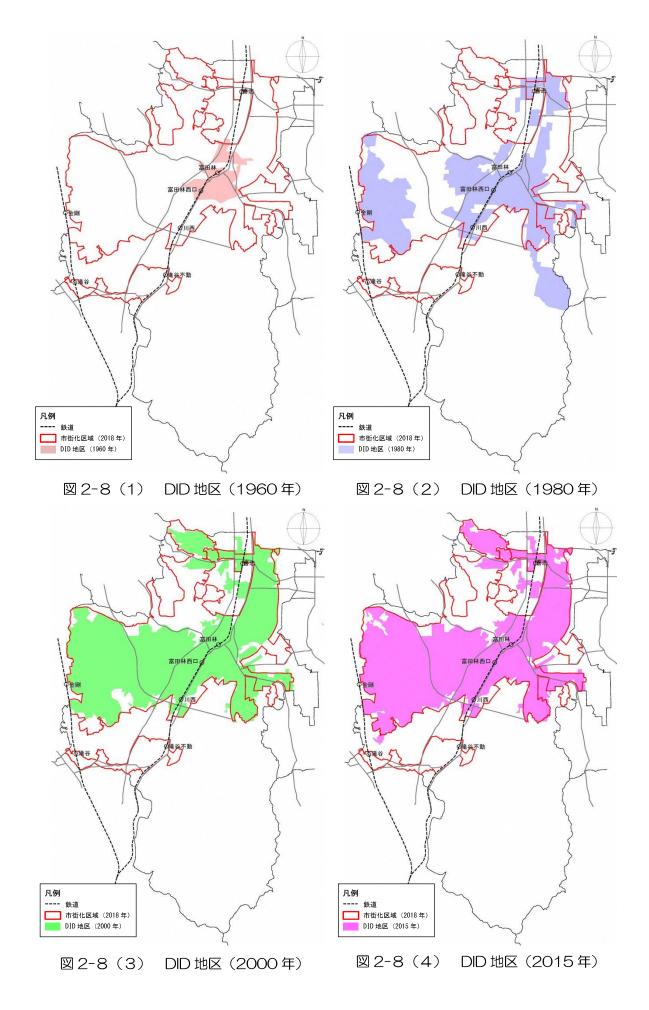
図2-7 DID 地区の推移

2)緑地の変遷

昭和51(1976)年と平成26(2014)年における、森林や農地などの緑地の分布状況と変化は図2-9のとおりです。

現在、津々山台や藤沢台、梅の里などの住宅地が整備されている地域では、 昭和51(1976)年から平成26(2014)年にかけて緑地が減少していま す。他にも、全体的に市街化区域内では住宅地や商業業務地等の市街地整備 にともない緑地が減少しています。

市街化調整区域においても、一部地域で緑地が減少しています。



資料:国勢調査(総務省)

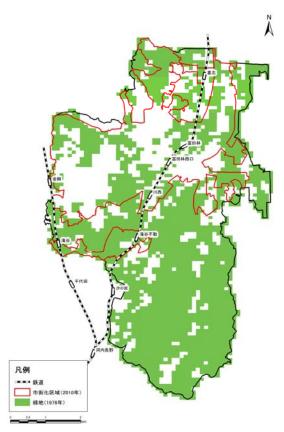


図2-9(1) 緑地(1976年)

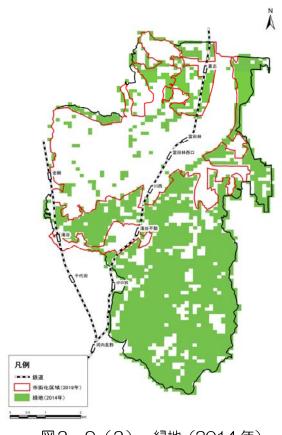


図2-9(2) 緑地(2014年)

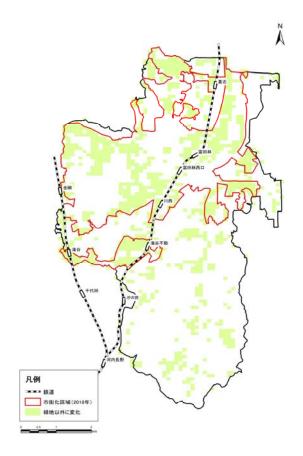


図2-9(3) 減少した緑地 (1976年→2014年)

※1976 年と 2014 年は、国土数値情報、 土地利用細分メッシュデータ(100m)に 基づいて、森林や農地、湖沼などの緑地に 区分されたメッシュを着色している。 また、1976 年に緑地であったもので、 2014 年に緑地以外の土地利用に区分されているメッシュを薄緑で着色している。

資料:国土数値情報

6. 文化財

市内に現存する国・府指定の文化財及び埋蔵文化財の分布状況は、図2-11 のとおりです。

本市は、南河内の中心部として古くから発展してきたことから、市内には多くの文化財が残されています。

また、市の中心部に位置する富田林寺内町は、国指定重要文化財の旧杉山家住宅をはじめとして、往時の繁栄をしのばせる重厚な町家が数多く残されています。このため、市では富田林寺内町のうち約12.9haを都市計画法に基づく伝統的建造物群保存地区に指定しており、また、平成9(1997)年にその一部が、平成30(2018)年には全域が国の文化遺産として重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。(図2-10)





富田林寺内町

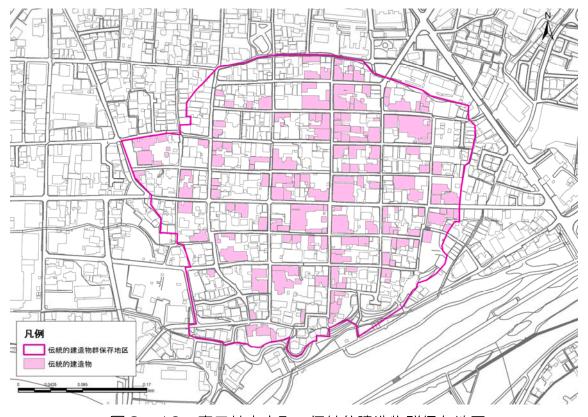


図2-10 富田林寺内町の伝統的建造物群保存地区

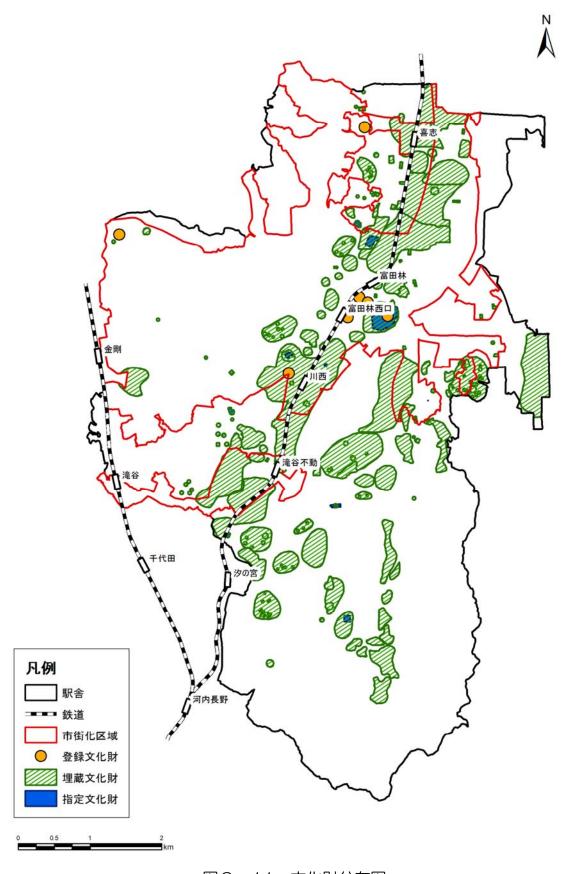


図2-11 文化財分布図

資料:大阪府地図情報システム(平成30年)

1 自然環境

1)動植物

市内の植生現況は、図2-12に示すとおりです。

平野部は、市街地等が大半を占めており、南北に流れる石川に沿って、田が広がっている状況です。

金胎寺山や嶽山周辺には、クヌギ・コナラといった雑木林が広がっています。山麓にはスギ・ヒノキの人工林が散らばって分布しており、果樹園も多く見られます。

市内では、レッドデータブックに掲載されているような貴重な動植物の生息も確認されており、豊かな自然が残っていることがうかがえます。

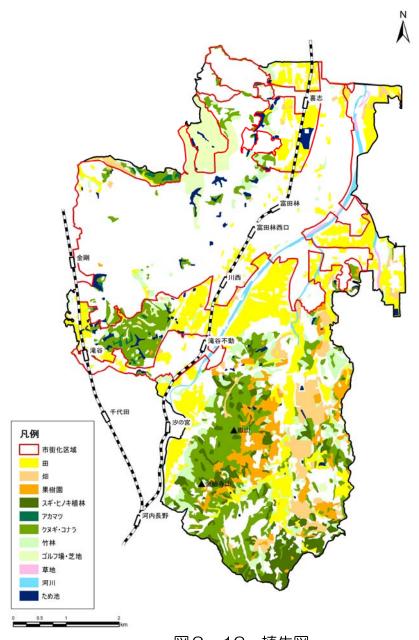


図2-12 植生図

資料:自然環境保全基礎調査 (環境省)

2) 保存樹木等

「富田林市古樹名木等の保存に関する規則」に基づいて指定されている保存樹木・保存樹林は、表2-1、表2-2、図2-13のとおりです。

表2-1 市指定保存樹木

番号	場所	樹種	幹周(m)	樹高(m)
1	龍泉寺	モッコク	2.5	13.0
2	龍泉寺	スギ	3.7	25.0
3	楠妣庵観音寺	クスノキ	3.9	30.0
4	楠妣庵観音寺	クスノキ	1.2	20.0
5	楠妣庵観音寺	イチョウ	2.2	27.0
6	楠妣庵観音寺	ケヤキ	2.4	30.0
7	西方寺	イチョウ	3.6	26.0
8	明尊寺	イブキ	2.6	9.0
9	月光寺	イブキ	2.4	9.0
10	光盛寺	イブキ	3.6	5.0
11	慈眼寺	クスノキ	3.4	12.0
12	東条小学校	センダン	2.8	7.0
13	私邸	ヤマモモ	2.5	10.0
14	私邸	クロガネモチ	1.7	10.0
15	私邸	クスノキ	2.7	12.0
16	川西小学校	クロガネモチ	1.7	6.0
17	新堂小学校	クスノキ	3	13.0
18	東条小学校	クスノキ	3.1	18.0

表2-2 市指定保存樹林

番号	名称	樹林面積(㎡)	代表的樹種
А	美具久留御魂神社	22,000	コジイ、アラカシ、ナナメノキ、 サカキ、クスノキ
В	錦織神社	10,000	コジイ、スギ、ヒノキ、クスノキ
С	春日神社	11,700	シリブカガシ、アラカシ、 ヒノキ、クスノキ
D	佐備神社	4,600	クスノキ、サカキ

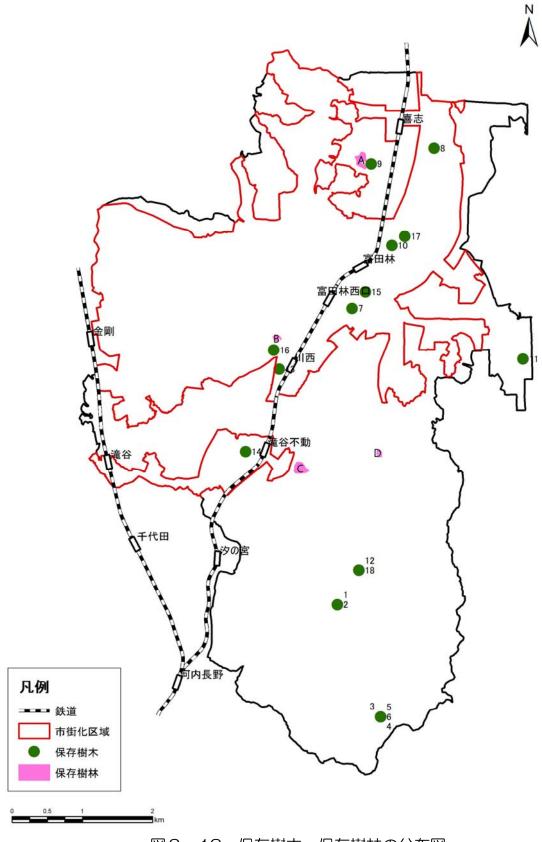


図2-13 保存樹木・保存樹林の分布図

資料:市

2. 緑被の現況

500mメッシュ単位での緑被率は、図2-14、図2-15 のとおりです。

市街化区域の平均緑被率は38.7%、市街化調整区域は77.4%となっていま すが、市街化区域の中でも、富田林駅や富田林西口駅周辺では緑被率が低い地 区が見られます。

本市は、石川をはさんで平野が広がり、市の南部には山地が背後に連なる自 然に恵まれた都市であるため、隣接する堺市や大阪狭山市、羽曳野市と比べる と緑被率が高いことが分かります。(図2-16)

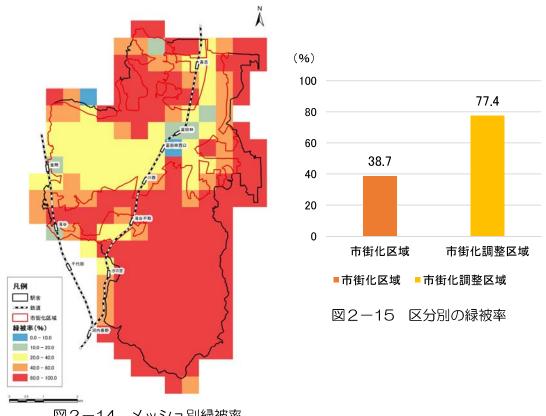


図2-14 メッシュ別緑被率

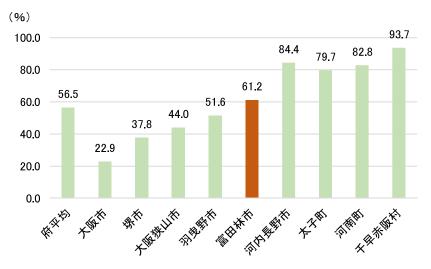


図2-16 近隣市町村との緑被率比較

資料:都市計画基礎調査(大阪府(平成25年))

3 都市公園等

人口一人あたり面積

1)都市公園

平成 30(2018) 年 5 月現在の都市公園は、62 箇所、138.36ha であり、人口一人当たりの公園面積は 12.1 m²/人となっています。

街区公園は、49箇所(15.58ha)が開設されています。このうち 11箇所が都市計画公園です。

近隣公園は、5 箇所(10.94ha)が開設されています。このうち、3 箇所が都市計画公園です。

地区公園は、都市計画決定されているものはありませんが、明治池公園と 寺池公園の2箇所(8.65ha)が整備されています。

大規模公園をみると、都市計画公園の広域公園として、大阪府営錦織公園が市の西南部に立地しており、現在までに 65.7ha が開設されています。

また、石川の高水敷を利用した府営石川河川公園が、都市計画緑地として 決定されており、現在までに33.5ha が開設されています。

街区公園 | 近隣公園 | 地区公園 | 広域公園 緑地 箇所数 16 11 3 2 都市計画公園 面積(ha) 4.70 7.00 99.20 110.90 箇所数 38 2 2 46 その他の都市公園 10.88 3.94 3.99 27.46 面積(ha) 8.65 箇所数 49 62 5 2 都市公園合計 面積(ha) 15.58 10.94 8.65 99.20 3.99 138.36

0.96

0.76

8.70

0.35

12.14

表2-3 都市公園の整備状況

1.37

(m^{*}/人)

[※]一人あたり人口は、平成27(2015)年国勢調査人口あたりの面積

表2-4 都市公園一覧(その1)

公園名	面積(m²)	民有別	種別	都市計画公園
久野喜台2号公園	2,989	市	街区公園	•
久野喜台1号公園	2,032	市	街区公園	•
久野喜台3号公園	3,706	市	街区公園	•
久野喜台4号公園	3,881	市	街区公園	•
高辺台1号公園	4,026	市	街区公園	•
高辺台2号公園	5,920	市	街区公園	•
高辺台3号公園	8,069	市	街区公園	•
高辺台4号公園	3,046	市	街区公園	•
寺池台1号公園	6,569	市	街区公園	•
寺池台2号公園	3,876	市	街区公園	•
寺池台4号公園	2,856	市	街区公園	•
ちびっこ交通公園	1,194	市	街区公園	
梅の里1号公園	3,205	市	街区公園	
梅の里2号公園	906	市	街区公園	
梅の里3号公園	1,329	市	街区公園	
梅の里4号公園	1,547	市	街区公園	
梅の里5号公園	1,382	市	街区公園	
不動ヶ丘1号公園	1,335	市	街区公園	
不動ヶ丘2号公園	2,057	市	街区公園	
山手町児童公園	1,217	市	街区公園	
向陽台1号公園	2,500	市	街区公園	
向陽台2号公園	2,500	市	街区公園	
向陽台3号公園	2,500	市	街区公園	
藤沢台2号公園	2,500	市	街区公園	
藤沢台3号公園	2,602	市	街区公園	
川面1号児童公園	3,167	市	街区公園	
中野1号児童公園	3,270	市	街区公園	
若松 1 号児童公園	3,334	市	街区公園	
若松2号児童公園	3,282	市	街区公園	
宮町公園	1,539	民	街区公園	
小金台1号公園	3,000	市	街区公園	
小金台2号公園	2,500	市	街区公園	
津々山台2号公園	7,000	市	街区公園	
津々山台3号公園	9,292	市	街区公園	
津々山台4号公園	4,869	市	街区公園	
新家児童公園	530	市	街区公園	
本町公園	1,145	市	街区公園	

表2-4 都市公園一覧(その2)

公園名	面積(㎡)	民有別	種別	都市計画公園
梅の里6号公園	3,607	市	街区公園	
梅の里7号公園	2,264	市	街区公園	
梅の里8号公園	5,105	中	街区公園	
梅の里9号公園	574	市	街区公園	
津々山台5号公園	999	市	街区公園	
梅の里10号公園	5,984	中	街区公園	
梅の里11号公園	1,075	市	街区公園	
金剛伏山台1号公園	5,843	市	街区公園	
金剛伏山台2号公園	1,191	市	街区公園	
金剛伏山台3号公園	1,060	市	街区公園	
かがり1号公園	1,563	市	街区公園	
かがり2号公園	9,843	市	街区公園	
金剛中央公園	27,991	市	近隣公園	
寺池台3号公園	11,393	市	近隣公園	
金剛東中央公園	30,000	市	近隣公園	•
藤沢台公園	20,000	市	近隣公園	•
津々山台公園	20,000	市	近隣公園	•
寺池公園	37,528	市	地区公園	
明治池公園	49,000	市	地区公園	
(府営)錦織公園	657,000	付	広域公園	•
(府営)石川河川公園	335,000	玉	広域公園	•
藤沢台1号緑地	10,144	市	緑地	
高辺台1号緑地	8,611	市	緑地	
高辺台2号緑地	20,606	市	緑地	
小金台緑地	498	市	緑地	

都市公園(府営公園含む) 62 箇所 1,383,551 ㎡ 138.36ha

2) 都市公園以外の公園、広場等

都市公園以外の公園、広場等としては、小規模なもので児童遊園等があり、 大規模なもので農業公園サバーファーム、総合スポーツ公園や石川河川敷を 占用するグラウンド等があります。

表2-5 都市公園以外の公園、広場等

都市公園以外の公園、広場等	箇所数	面積(ha)
児童遊園等*	155	24.87
農業公園サバ―ファーム	1	19.96
総合スポーツ公園	1	13.64
富田林霊園	1	11.45
粟ケ池共園	1	8.08
グラウンド、テニスコート	20	20.77
その他(府営住宅内の広場等)	7	0.88
合計	186	99.65

※児童遊園、緑地等



総合スポーツ公園



公園



粟ケ池共園



農業公園サバーファーム

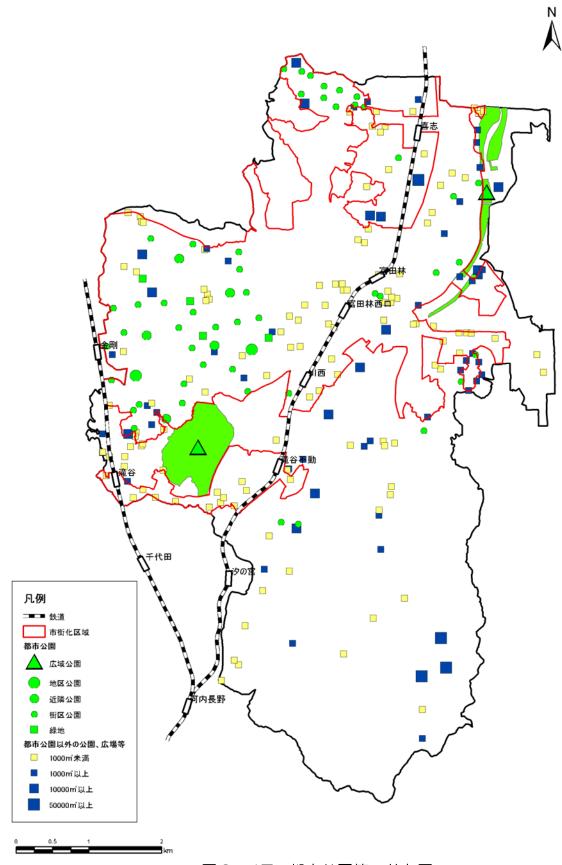


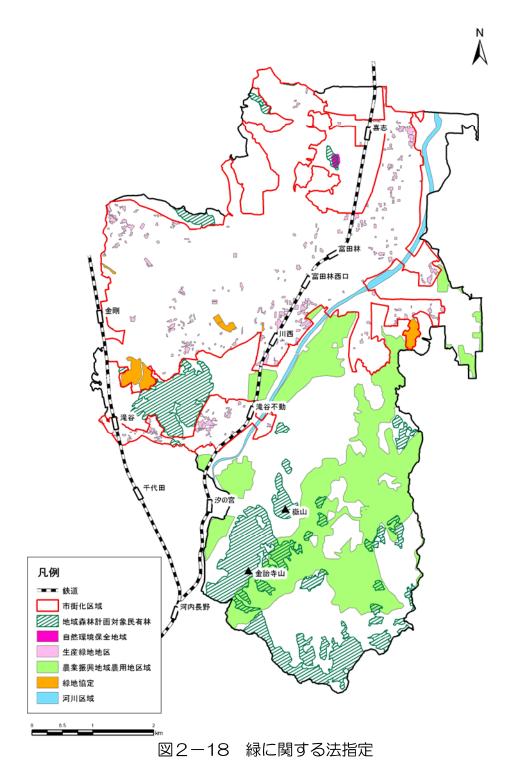
図2-17 都市公園等の分布図

4. 法指定

緑に関連する法指定の状況としては、農業に関わる生産緑地地区、農業振興 地域農用地区域等とともに、自然環境保全地域、地域森林計画対象民有林、河 川区域等があります。

農業振興地域農用地区域は、石川よりも東・南の地域に多く指定されています。

地域森林計画対象民有林は、南部の山地を中心に指定されており、河川区域については、主なものとして石川河川区域が市中央部を縦断しています。



5. 都市緑化

1) 公共施設の緑化状況

教育施設や官公庁施設の緑化状況は、図2-19のとおりです。

公共施設での緑化率は平均で 11.5%となっており、教育施設、官公庁施設のいずれも緑化率は 10%前後の数値です。

道路緑化については、国道 170号(大阪外環状線)や国道 309号といった幹線道路、金剛・金剛東地区のニュータウン内道路、富田林中小企業団地内の道路等を中心に実施されています。(図2-20)

特に金剛・金剛東地区では緑道の整備が密におこなわれ、緑豊かな住宅地の景観形成に寄与していますが、市中心部の旧市街地においては道路緑化が十分には行われていない状況です。

また、街路樹に対する健全度サンプル調査結果によると、倒木の恐れのある街路樹は少ない反面、巨大化による舗装面への根上がり対策や適正な樹形への剪定が必要であるなどの課題が見られます。

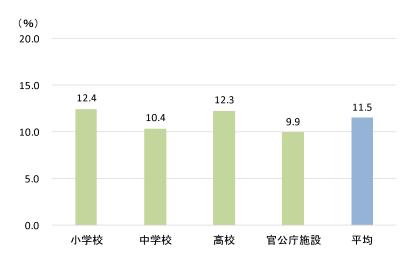


図2-19 主な公共施設の緑化率

※航空写真より、敷地、緑化地を判読して算出

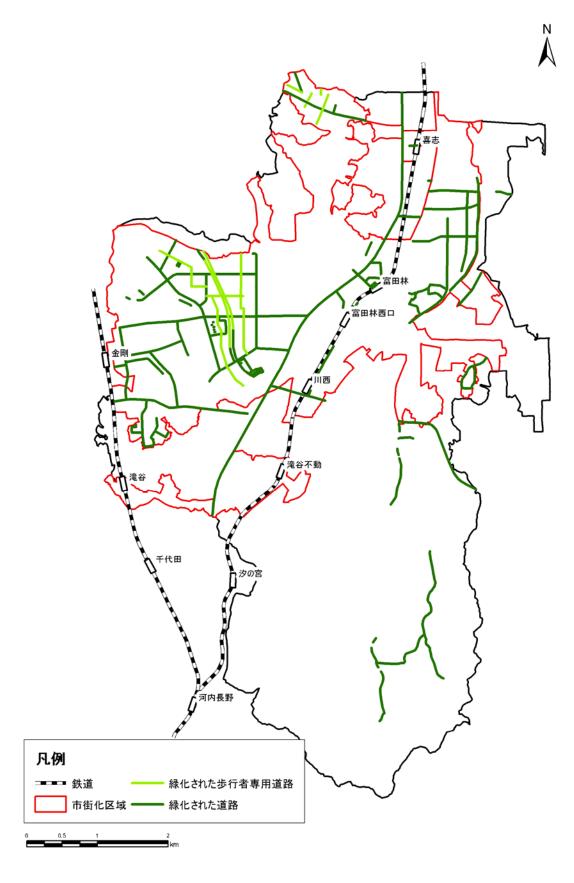


図2-20 緑化道路、緑道の状況

2) 緑化や環境対策への取組

本市では、表2-6、表2-7に示すように、緑の保全や民有地の緑化、地球温暖化防止対策などに関するさまざまな取組を行っています。

表2-6 民有地緑化や環境対策に関する主な取組

施策名	内 容
緑化推進事業助成制度	緑化推進事業の一環として、緑あふれる快適な魅力あ
	るまちづくりを進めるために、新たに生垣づくりをす
	る市民の皆さんに、費用の一部を助成しています。
緑のカーテン	幼稚園、小中学校において、ゴーヤなどのつる性植物
	で壁面を覆う「緑のカーテン」事業を実施しています。
	平成 30 年度は、15 の幼稚園・小中学校で実施してい
	ます。
緑化樹配付事業	大阪府が取組んでいる事業で、地域住民が共同で行う、
	多くの人の眼に触れる場所(敷地の接道部やコミュニ
	ティスペースなど)での緑化に対して、緑化樹の無償
	配付が実施されています。
住宅用太陽光発電シス	地球温暖化防止対策を推進するため、市民が住宅に太
テム設置費補助金制度	陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置
	する経費の一部を補助しています。
家庭用燃料電池設置費	地球温暖化防止対策を推進するため、家庭用燃料電池
補助金制度	を設置する経費の一部を補助しています。

表2-7 緑の保全や緑化に関する主な制度等

施策名	内 容
緑地協定	都市緑地法に基づいて、土地所有者等の合意によって
	緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。
	市内では7地区で緑地協定を締結しています。(P.22、
	図2-18のとおり)
古樹・名木の指定	「富田林市古樹名木等の保存に関する規則」に基づい
	て、市内に残る古樹・名木を指定し、管理費を助成し
	ています。(指定樹木等は、P.14、表2-1、表2-
	2のとおり)
富田林市開発指導要綱	富田林市開発指導要綱では、開発者に対して、現状の
	自然の保全に努めること、各敷地内に植栽用地を確保
	すること、緑地協定制度の活用に努めること等を定め
	ています。
大阪府自然環境保全	大阪府自然環境保全条例では、一定規模以上の敷地に
条例	おいて建築物を新築、改築、増築するにあたり、当該
	建築物やその敷地について緑化を義務づけています。

6. 緑に関する活動

1)緑や環境に関するイベント等

本市では、表2-8に示すような、緑に関するイベントや講座などが行われています。

表2-8 環境保全や緑化に関するイベント等

施策名	内 容
富田林市緑化フェア&	津々山台公園で毎年開催されているイベントで、緑に
植木市	関するコンクールや講習会、相談会、ゲーム、植木市
	などを行っています。
大和川・石川クリーン	国土交通省、大阪府、流域市町村が一体となって取り
作戦	組むことで河川の美化や水質浄化を図るとともに、河
	川を大切にする気持ちを広げることを目的として毎年
	3月に実施しています。
ゴミゼロ運動、環境美	まちを美しくする市民運動推進会議活動の一環とし
化キャンペーン	て、町会・自治会・水利組合・老人クラブ・PTA 等で
	の地域清掃活動(ゴミゼロ運動)や、市内各駅での環
	境啓発を実施しています。
富田林市公園緑化協会	富田林市公園緑化協会が、緑のアドバイザー事業、緑
による普及啓発事業	の講習会への講師派遣、みどりの勉強会講座、樹木医
	による緑化相談、花の種や腐葉土の配布などを行って
	います。





緑化フェア





公園緑化協会による活動

2)緑や環境に関する市民活動

本市には、市内の公園の掃除や除草などを行う「公園等愛護会」が77団体 あるほか、歩行者専用道路の用地内において、地域住民による緑化活動が実施 されています。

また、富田林の自然を守る活動をしている市民団体が協力しあえるように、 平成 16 年度より、現在 6 団体で構成される「富田林の自然を守る市民運動協議会」があります。

協議会参加団体の活動内容は、表2-9のとおりです。

表2-9 富田林の自然を守る市民運動協議会参加団体の活動内容

	の日然でする中民産到岡礒公参加団体の石動内台
団体名	活動内容
富田林の自然を守る会	「身近な自然に親しみ、自然を愛する心をやしなう」、
	「富田林の自然を守り、住みよいまちづくりをすすめ
	る」ことを目的に 1989 年に設立されました。自然生
	態系(生物多様性)保全活動、文化的活動(自然に親
	しみ自然を理解する活動)、調査・提言活動等を行っ
	ています。
竜泉・里山クラブ	竜泉地区を活動拠点として、市内外で里山活動・竹林
	雑木林の保全と再利用・果樹園の作業手伝い・地域の
	イベント参加を行っています。
金剛の自然環境を守り	宅地開発に伴って失われる自然を守ろうと、寺池台3
育てる会	丁目の住民が中心となって立ち上げた会です。自然保
	全を目標に住民の意識啓蒙に努めています。
嶽の会	自然に負荷をかけない山登り・ハイキングを心がけ、
	ゴミは持ち帰る、登山道を荒らさないなど、みんなで
	話し合い、実行しています。里山保全の活動では、自
	然観察路の整備を行っています。
特定非営利活動法人	里山の保全管理や環境教育に関するさまざまな講座や
里山倶楽部	自由参加活動(里山体験、山仕事体験、棚田の保全、
	農業研修など)、生産販売事業(森林作業請負、薪・炭、
	無農薬の米・野菜)、及び薪炭林のエネルギー化研究な
	どを行っています。
石川自然クラブ	石川を対象に、自然や生きものについての学習・観察・
	調査、子どもたちへの体験機会の提供、PR 活動、石川
	にふさわしい整備や管理についての共生型技術の検
	討・提案、地域の人たちや市民団体、行政や専門家と
	の協働の場づくり等を行っています。

■富田林の自然を守る市民運動協議会参加団体の活動状況



富田林の自然を守る会(蒔割り)



竜泉・里山クラブ(竹林整備)



金剛の自然環境を守り育てる会(稲刈り)



嶽の会(観察路づくり)



特定非営利活動法人里山倶楽部(植生調査)



石川自然クラブ(希少植物の保護作業)

7. 緑に対する市民意識

平成30(2018)年7月に行った「富田林市緑の基本計画策定のためのアンケート(以下「市民アンケート」という。)」から、市民の緑のまちづくりに対する意識や行動を整理しました。

1)調査期間

平成30(2018)年7月5日発送~平成30(2018)年8月6日

2)調査対象

表 2-10 調査対象

全世代調査	18歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出
若者・子育て世代調査	18歳~39歳の市民 1,000人を無作為抽出

3)調査方法

郵送による配布および回収

4)配布回収結果

表 2-11 配布回収結果

	配布数	回答数	回答率
全世代調査	2,000	695	34.8%
若者・子育て 世代調査	1,000	227	22.7%

5)集計方法

調査結果は、市民全体の意向を示す全世代調査と、若者や子育て世代の意向を示す若者・子育て世代調査とに区分して集計を行いました。

なお、若者・子育て世代の集計にあたっては、若者・子育て世代調査と全世代調査の10代~30代の合計回答数を合算して集計を行いました。

表 2-12 若者・子育て世代調査の集計について

区分	集計対象数	備考
全世代調査	113	全世代調査のうち 10~30 代の回答者数
若者・子育て 世代調査	227	
計	340	

6)調査結果

調査結果の概要は表 2-13 のとおりです。

なお、平成 14 (2002) 年にも緑に関するアンケート調査が行われていることから、当時と比較できる設問については、その概要についても整理しています。

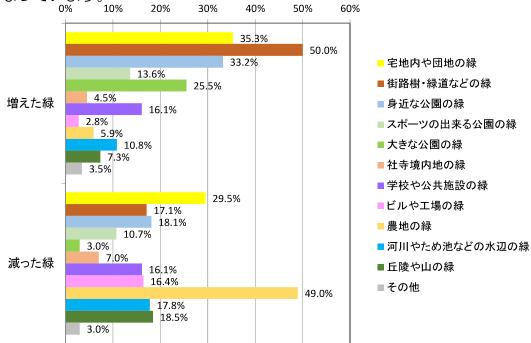
表 2-13 調査結果の概要

最近(ここ10年程度)	全世代、若者・子育て世代ともに、増えた緑で最も多いのは
で増えた緑、減った緑	「街路樹・緑道などの緑」、減った緑で最も多いのは「農地 の緑」となっており、平成 14 年調査でも同様の傾向が見ら
	の称」となっており、平成14年調査でも回嫁の傾向が見らしれました。
 本市において守り育ん	• 全世代、若者・子育て世代ともに、「街路樹・緑道などの緑」
本にこのでものです。	・ 主色化、石質・子育で色化ともに、「周距倒・縁追などの縁」 - が最も多く、次いで「身近な公園の緑」となっています。
していて、八〇市水	・平成14年調査では、「家の周辺の身近な緑」が最も多く、
	次いで「公園や広場の緑」となっていました。
本市の緑づくりの目標	全世代では、「生活に快適さを与える緑を作る」が最も多く、
	若者・子育て世代は「まちの景観を美しくする緑を作る」が
	最も多くなっています。
	• 平成14年調査では、「生活の快適さを与える緑を作る」が
	最も多くなっていました。
公園の利用頻度	• 全世代、若者・子育て世代ともに、「よく利用する」「たまに
	利用する」が4割強、「あまり利用しない」が6割弱となっ
	ています。
公園の管理運営	・全世代、若者・子育て世代ともに、「行政が管理運営すべき」
	が4割程度と最も多くなっていますが、「身近な公園は地域
	住民等を中心に管理運営すべき」「大きな公園は民間企業を
	含むさまざまな様々な団体の参画で管理運営すべき」といっ
ナ 物 夕 学 州 ナ ウ フ ナ	た民間の活用を支持する意見もほぼ同程度となっています。
生物多様性を守るため	・全世代、若者・子育て世代ともに、「農地や水辺、丘陵や山
に重要なこと	林などの緑」が最も多く、次いで「街路樹や公園、公共施設 などの緑」となっています。
 緑化活動への参加経験	なこの縁」となっているす。全世代では、「自宅の庭やベランダに木や花を植える」が最
	- も多く、若者・子育て世代は「身近な里山や河川の保全活動」
	が最も多くなっています。
	• 平成14年調査では、「自宅の庭やベランダに木や花を植え
	る」が最も多くなっていました。
緑化の推進や自然環境	• 全世代、若者・子育て世代ともに、「モデルとなる公共施設
の保全のために必要な	の緑化」が最も多く、次いで「資材(苗木、肥料)の助成」
支援	となっており、平成14年調査でも同様の傾向が見られまし
	た。
まとめ	• 全世代と若者・子育て世代との間に、意識の大きな違いは見
	られませんでした。
	• 平成14年調査と比較した場合でも、年月の経過による大き
	な変化は見られませんでした。

①最近(ここ10年程度)で増えた緑、減った緑

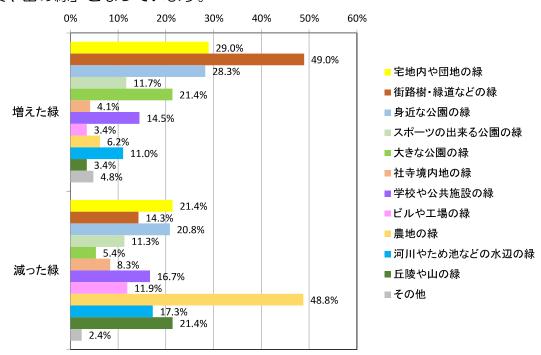
〇全世代調査

- 増えた緑で最も多いのは「街路樹・緑道などの緑」で、次いで「宅地内や団地の緑」となっています。



〇若者・子育て世代調査

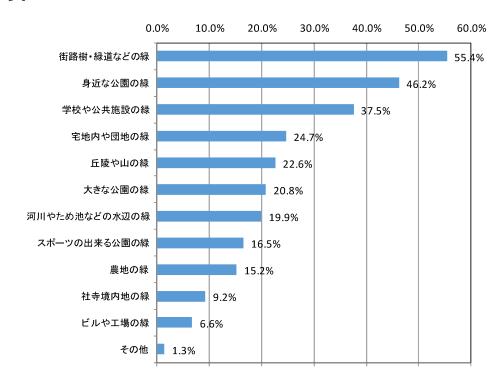
- 増えた緑で最も多いのは「街路樹・緑道などの緑」で、次いで「宅地内や団地の緑」となっています。
- 減った緑で最も多いのは「農地の緑」で、次いで「宅地内や団地の緑」「丘 陵や山の緑」となっています。



②本市において守り育んでいくべき緑

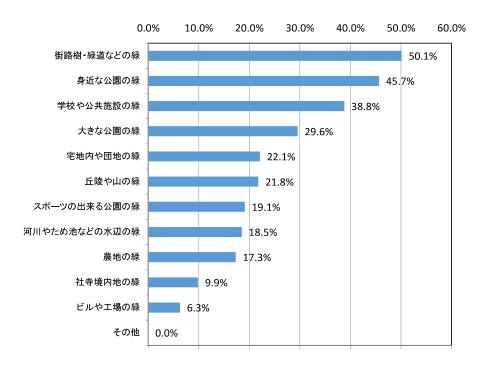
〇全世代調査

 「街路樹・緑道などの緑」の回答が55.4%と最も多く、次いで「身近な 公園の緑」が46.2%、「学校や公共施設の緑」が37.5%となっています。



〇若者・子育て世代調査

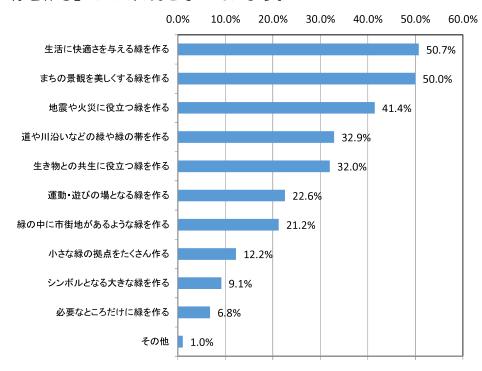
• 「街路樹・緑道などの緑」の回答が50.1%と最も多く、次いで「身近な 公園の緑」が45.7%、「学校や公共施設の緑」が38.8%となっていま す。



③本市の緑づくりの目標

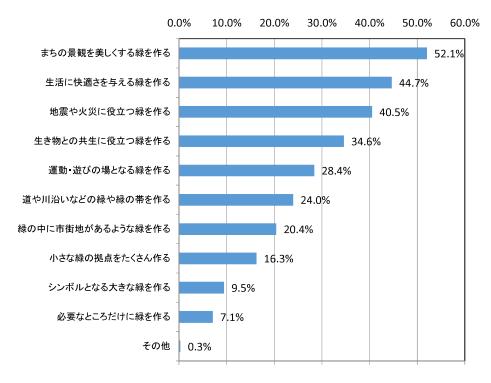
〇全世代調査

• 「生活に快適さを与える緑を作る」の回答が50.7%と最も多く、次いで「まちの景観を美しくする緑を作る」が50.0%、「地震や火災に役立つ緑を作る」が41.4%となっています。



〇若者・子育て世代調査

• 「まちの景観を美しくする緑を作る」の回答が52.1%と最も多く、次いで「生活に快適さを与える緑を作る」が44.7%、「地震や火災に役立つ緑を作る」が40.5%となっています。



4公園の利用頻度

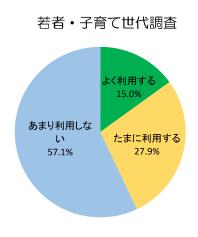
〇全世代調査

• 「よく利用する」「たまに利用する」は 42.5%、「あまり利用しない」が 57.6%となっています。

〇若者・子育て世代調査

• 「よく利用する」「たまに利用する」は 42.9%、「あまり利用しない」が 57.1%となっています。





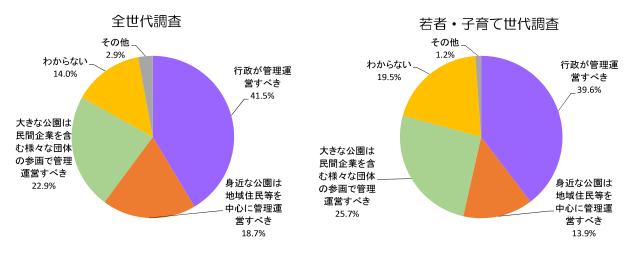
⑤公園の管理運営

〇全世代調査

• 「行政が管理運営すべき」の回答が 41.5%と最も多くなっていますが、 「身近な公園は地域住民等を中心に管理運営すべき」「大きな公園は民間 企業を含む様々な団体の参画で管理運営すべき」をあわせると 41.6%で、 民間の活用を支持する意見もほぼ同数となっています。

〇若者・子育て世代調査

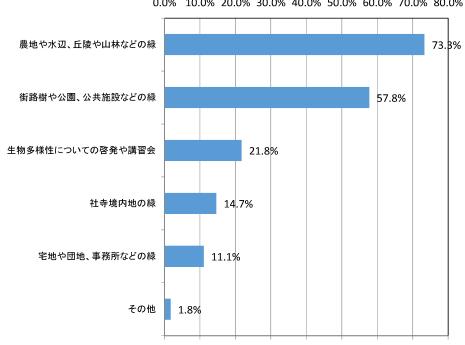
 「行政が管理運営すべき」の回答が39.6%と最も多くなっていますが、 「身近な公園は地域住民等を中心に管理運営すべき」「大きな公園は民間 企業を含む様々な団体の参画で管理運営すべき」をあわせると39.6%で、 民間の活用を支持する意見も同数となっています。



⑥生物多様性を守るために重要なこと

〇全世代調査

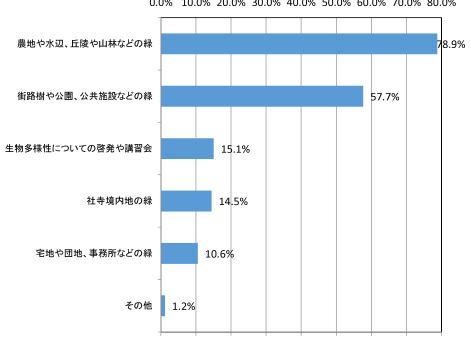
• 「農地や水辺、丘陵や山林などの緑」の回答が73.3%と最も多く、次い で「街路樹や公園、公共施設などの緑」が57.8%、「生物多様性につい ての啓発や講習会」が21.8%となっています。



0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0%

〇若者・子育て世代調査

• 「農地や水辺、丘陵や山林などの緑」の回答が78.9%と最も多く、次い で「街路樹や公園、公共施設などの緑」が 57.7%、「生物多様性につい ての啓発や講習会」が 15.1%となっています。

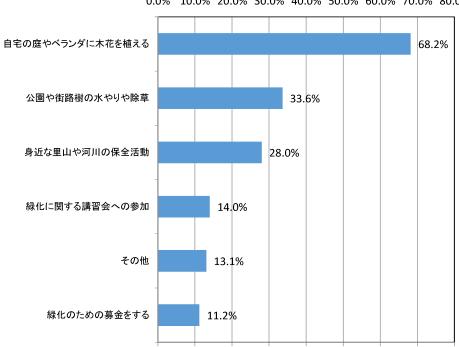


0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0%

⑦緑化活動への参加経験

〇全世代調査

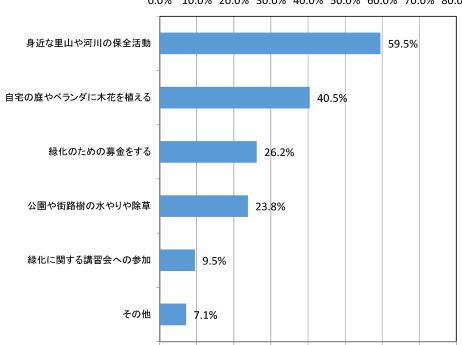
• 「自宅の庭やベランダに木花を植える」の回答が68.2%と最も多く、次いで「公園や街路樹の水やりや除草」が33.6%、「身近な里山や河川の保全活動」が28.0%となっています。



0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0%

〇若者・子育て世代調査

• 「身近な里山や河川の保全活動」の回答が59.5%と最も多く、次いで「自宅の庭やベランダに木花を植える」が40.5%、「緑化のための募金をする」が26.2%となっています。

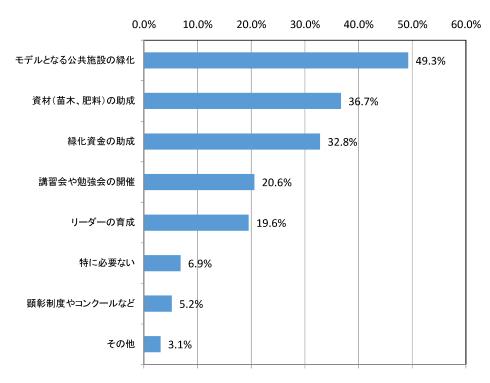


 $0.0\% \quad 10.0\% \quad 20.0\% \quad 30.0\% \quad 40.0\% \quad 50.0\% \quad 60.0\% \quad 70.0\% \quad 80.0\%$

⑧緑化の推進や自然環境の保全のために必要な支援

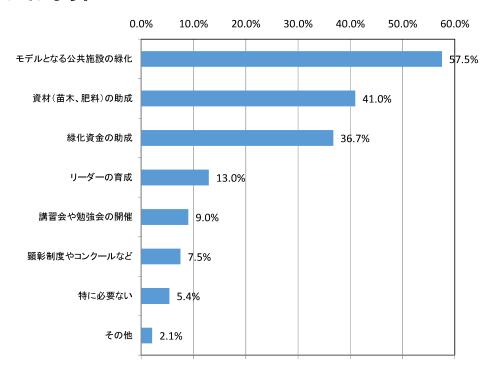
〇全世代調査

• 「モデルとなる公共施設の緑化」の回答が49.3%と最も多く、次いで「資材(苗木、肥料)の助成」が36.7%、「緑化資金の助成」が32.8%となっています。



〇若者・子育て世代調査

• 「モデルとなる公共施設の緑化」の回答が57.5%と最も多く、次いで「資材(苗木、肥料)の助成」が41.0%、「緑化資金の助成」が36.7%となっています。



緑の基本計画に関する上位・関連計画の概要は、以下のとおりです。

◇富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画(平成29(2017)年3月)

■計画期間

平成29(2017)年度~平成38(2026)年度

■将来人口の見通し

・平成38(2026)年の見通し…推計人口103,745人、シミュレーション人口111,523人

■将来像

ひとがきらめく!自然がきらめく!歴史がきらめく! ~みんなでつくる笑顔あふれるまち富田林~

【ひとがきらめく】

一人ひとりの個性がさらに輝き、互いの魅力を高め合える、「ひと」が元 気なまちとなっています

【自然がきらめく 歴史がきらめく】

自然環境や歴史・文化などを大切に守り、新たな魅力を引き出しながら、 次の世代に引き継いでいくことで、市民のまちへの愛着が深まり、多く の人に富田林市の魅力が伝わっています

【みんなでつくる 笑顔あふれるまち】

住みやすさを高める取組により、幸せや楽しさがあふれ、すべての人が 心地よさを感じることができる、たくさんの笑顔があふれるまちとなっ ています。魅力と笑顔にあふれるまちを、連携・協働しながら、ともに つくりあげていくことで、"煌"のまち 富田林"が、あらゆる場面で選ば れるまちとなっています

■公園緑地に関する施策

○自然・生物多様性の保全

- ・市民や団体等との連携・協働により、山林、河川、里山等の自然環境保 全への取組
- 固有の生態系を保全し、生物多様性を維持するため、特定外来生物への 対策等の取組

○歴史環境の保全

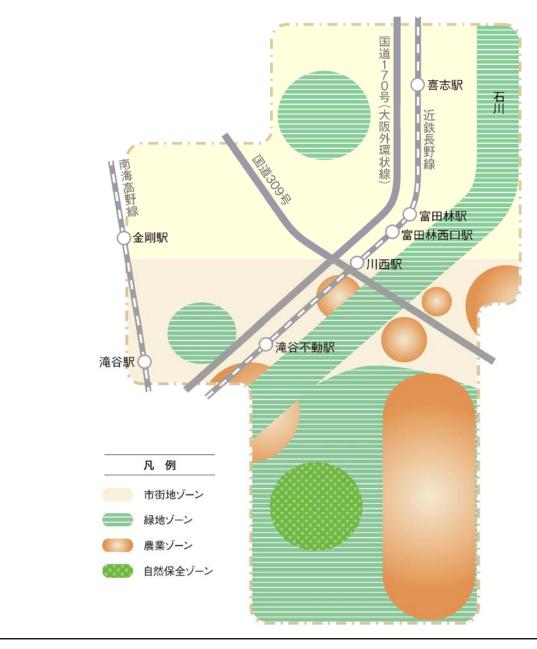
本市の貴重な文化財を、市民とともに守り、将来に継承していくための しくみづくり等の取組

○身近な緑化の推進

・植林や街路樹、公園等の適切な管理・整備を行うとともに、市民や事業 所等の自主的な緑化活動を支援するなど、市街地における緑化の推進

土地利用構想	

市街地ゾーン	既に市街地として形成されている地域については、都市基盤の充実に
	努め、未形成の地域については、周辺の土地利用などに配慮しながら
	面的整備を促進するとともに、地域ごとに直面する課題への対応も含
	め、良好な生活環境の整った市街地整備を図る
緑地ゾーン	緑の丘陵や石川など、恵まれた自然環境を維持するとともに、石川河
	川公園や錦織公園、スポーツ公園、瀧谷不動明王寺やその周辺などを
	含め、市民の憩いと交流の場を提供するため、都市的な開発を抑制し、
	緑地の保全を図る
農業ゾーン	石川周辺の平野部や佐備川沿いに広がる農業地域では、6次産業化な
	ど農業生産物の地域資源としての利活用も見据えつつ、都市近郊型の
	農業地帯としての発展を図るとともに、環境や景観の保全の観点から、
	まとまりのある優良な農地の保全に努める
自然保全ゾーン	自然環境を維持するため、都市的な開発を避け、将来にわたって自然
	環境の保全を図る



◇富田林市都市計画マスタープラン(平成31(2019)年3月)

■計画期間

- おおむね 20 年後を展望しつつ、平成 31(2019)年4月から 2029年3月までの10年間
- ■まちの将来像とまちづくりの目標
- ◇まちの将来像

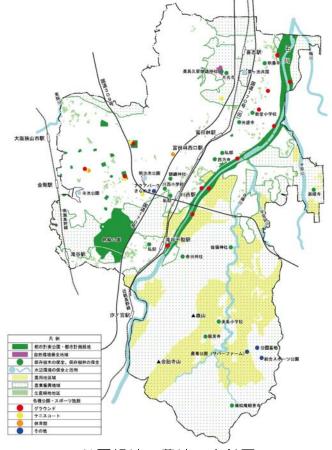
歴史・文化・自然が調和する都市 富田林

- ~ 次世代につなぐ安全・安心・快適なまち ~
- ◇まちづくりの目標
 - ①都市の活力あふれる持続可能なまちづくり
 - ②あらゆる世代が住みたい・住み続けたいまちづくり
 - ③安全・安心に暮らすことのできるまちづくり
 - ④ 寺内町や石川などの地域資源を活かしたまちづくり
 - ⑤みんなで手を取り合う協働のまちづくり
- ■公園緑地・農地の方針

(基本的な考え方)

○公園の整備、施設の維持・管理に努めるなど、誰もが安全・安心に遊べる 環境の確保

〇山林や里山、農地等のみ どりの保全・活用をはじ め、みどりのネットワー クの形成、自然生態系の 保全、生物多様性の確保、 緑化の推進等、市民や関 係団体等との連携・協働 によるみどりの育成



公園緑地・農地の方針図

◇みどりの大阪推進計画(平成21(2009)年12月)

■計画期間

・21 世紀の第 1 四半期(平成 37(2025)年)まで

■緑地の確保目標

• 「緑地」の府域面積に対する割合を約4割以上確保

■緑化の目標(市街化区域)

・緑被率 20% (現況 (H14:14%) の 1.5 倍)

■指標

- 大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やす ≪約5割⇒約8割≫
- 最近みどりに触れた (緑化活動に取り組んだ)、自然に親しんだ等府民の 割合を増やす ≪約4割⇒約8割≫

■将来像

みどりがつなぐ、人と人、人と自然みどりの風を感じる大都市・大阪

■配置方針

- 海と山をつなぐ みどりの風の軸を作る」一大阪府域の地形を活かし、海と山をつなぐみどりの風の軸の創出を目指す~
- 〇骨格となるみどりをつなげる

周辺山系、臨海部、大阪中央環状線、主要河川(猪名川、淀川、大和川、石川)、府営公園等の大規模公園をはじめとした府域の骨格となるみどりの拠点や軸の保全・創出。生物多様性保全につながる生き物の道(エコロジカルネットワーク)の視点も活かします

○骨格を厚く広くする

骨格となるみどりの拠点や軸の充実に加え、骨格周辺の多様な主体によるみどりづくりと連携し、骨格のみどりに厚みと広がりを持たせ、ネットワークの充実を図ります

〇公共空間や民有地における多様なみどりをつなぐ

市街地に網目状に拡がる道路や中小河川、点在する公園などの都市施設や学校、病院などの公共施設のみどりを充実させるとともに、多様な分野との連携により、樹林地・農空間などの保全や、工場や商業施設、壁面・屋上などの民有地のみどりの充実を図り、互いに結びつけていくことにより、きめ細やかな広がりのあるみどりを形成します

■基本戦略

基本戦略-1 みどり豊かな自然環境の保全・再生

- <目標>

・周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境 保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」の実現します

基本戦略-2 みどり風を感じるネットワークの形成

<目標>

・主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、環状・放射状・東西方 向などの、みどりの連続性や厚みと広がりを確保し、周辺山系や大阪湾の豊かな 自然を街へと導く「みどりのネットワーク」を形成します

基本戦略一3 街の中に多様なみどりを創出

<目標>

・今あるみどりの保全・育成・活用、様々な空間への新たな緑化を進め、多様なみ どりをきめ細やかにつなぎ、広げていくことにより、「都市の中でもみどりの風を 感じる街づくり」を進めます

基本戦略-4 みどりの行動の促進

<目標>

- ・府民や企業、NPO などとの協働による保全の体制や仕組みづくりなどにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します
- ■地域別みどりの将来像(南河内地域)

骨格となるみどり

周辺山系・丘陵地のみどり

- ・金剛生駒紀泉国定公園、府民の森、近郊緑地保全区域及び農用地区域及び飛鳥風土記の丘を中心とした金剛生駒山系の保全、整備
- ・生駒山系グリーンベルトの保全、整備
- 自然環境保全地域の緑地、丘陵部の樹林地の保全、整備
- ・金剛生駒山系の山麓から丘陵部にかけての市街地からの景観に十分配慮した緑地の保 全、整備

主要道路(大阪中央環状線)を主軸としたみどり

大阪中央環状線の街路樹の育成と充実

主要河川(大和川、石川)を主軸としたみどり

- ・大和川の環境整備
- ・石川河川公園の保全、整備

大規模公園緑地を拠点としたみどり

- ・ 金剛山麓及び南河内丘陵部における構想段階の府営公園の整備
- ・ 長野公園、錦織公園の保全、整備

骨格に準ずるみどり

- ・寺ヶ池公園等の都市基幹公園、住区基幹公園の保全、整備
- ・ 大規模古墳等の緑地等の保全、整備
- 竹内街道、東高野街道など旧街道周辺環境の保全、整備
- 泉大津美原線、大阪河内長野線等の街路樹の育成と充実
- 大井水みらいセンター等の下水処理場の緑化

きめ細やかなみどり

- ・良好な都市環境に資する生産緑地地区の保全、市民農園や市民緑地等の整備
- ・農地や狭山池などのため池、水路等が一体となったみどり豊かな農空間の形成
- 羽曳野丘陵や歴史的なまちなみが残る寺内町の住宅地等における良好で開放性の高い 民有地緑化の促進
- 南河内水路網やため池群の環境整備
- ・ 学校等の公共施設の緑化

■南河内地域のみどりの将来像



第3章 緑の課題

本市の緑の課題を、「緑の保全」「緑の創出と活用」「緑の育成」の3つの視点で整理しました。

◆「緑の保全」に関する課題

○本市を代表する緑

嶽山・金胎寺山を中心とした東南部の山系には比較的自然度が高い良好な樹林帯が見られます。このような緑や社寺林の緑、文化財と一体となった緑は、本市を代表する緑として維持・改善し、その価値を活かすことが必要です。

○市街地やその周辺部の緑

市街地北西部や南東部の丘陵地は、かつては良好な里山の緑を形成していましたが、市街化が進む中で失われた緑も多く、現在は公園や社寺林、限定的な斜面緑地等を残すばかりとなっています。さらに、石川沿いに広がる農地との境界部に位置する河岸段丘崖に沿って、かつては帯状に緑が連なっていましたが、宅地化等により樹林帯が分断されつつあるため、その保全が必要です。

○里山の緑

市内に残されている里地・里山空間は、ふるさとの景観や生態系の保全の上で重要な役割を担っています。これらは富田林のシンボル的な樹林地ですが、 放置され竹林が拡大しているものも多く、里山が持つ多様な機能の低下が問題 となっているため、里山としての保全と活用が必要です。

○農地の緑

農地には様々な機能がありますが、後継者不足などから放置され荒廃している農地も見られます。また、生産緑地などの都市農地は、市街地の中に残る貴重なオープンスペースですが減少しつつあるため、保全と活用が必要です。

〇石川の緑

市の中央部を流れる石川は、富田林の水と緑の骨格であり、河川区域の一部が石川河川公園として整備されています。今後、自然草地の連続性の確保等、河川の生態系や自然環境の保全・復元・育成を図るとともに、市民の貴重なオープンスペースとしての活用が必要です。

◆「緑の創出と活用」に関する課題 ■

○本市を代表する公園・緑地

本市における広域的・基幹的な公園・緑地としては、府営錦織公園と府営石川河川公園があり、市民の自然レクリエーション拠点となっています。また、市南部には、総合スポーツ公園と農業公園サバーファームが整備され、多くの人々が訪れています。こうした大規模な公園は、本市を代表する公園・緑地であり、魅力の向上と利用の促進に取組むことが必要です。

〇身近な公園・緑地

現在の一人当たり都市公園面積は約 12 ㎡/人ですが、その配置状況には地域による差が見られます。身近な公園は、誰もが日常的に利用する場所であり、コミュニティの場としても重要ですが、市民アンケート結果を見ると、公園を利用する人の割合は約4割となっています。

一方で、本市の人口は平成 14 (2002) 年をピークに減少傾向にあります。 今後も少子・高齢化が加速化することが予測されている中、人口動向や公園の 役割・地域性をふまえて、幅広い年代に利用される公園づくりに取組むことが 必要です。

○道路の緑

道路の街路樹等は、市内各所の緑を結びつけるネットワークの要素となります。人々がそのようなネットワークを活用することにより、緑とのふれあいの充実や生き物の移動経路、都市における防火帯や避難路としての機能向上にもつながることから、緑のネットワークの充実が必要です。

○学校グラウンド等の緑

小学校のグラウンド等は、休日は一般市民に利用され、身近な市民のスポーツ活動やレクリエーション活動の場となっています。また、災害時における緊急避難場所として防災上重要な役割を担うことから、十分なスペースの確保とアクセスの向上が必要です。

○公共施設の緑

良好な景観や快適な生活環境の形成を目指した都市緑化を推進します。 中でも公共施設の中には地域のシンボルとなり得るものが多くあります。そのため、民有地緑化のモデルとなるような緑化が必要です。

○民有地の緑

市街地内の土地の多くは民有地です。民有地緑化の推進は緑を実感できる都市空間の形成につながります。よって住宅地を含めた民有地の緑化の取組を確実なものとする方策を推進することが必要です。

◆「緑の育成」に関する課題

本市では、富田林の自然を守る市民運動協議会をはじめとした市民団体による緑の保全、育成活動が行われています。平成24(2012)年に「富田林市元気なまちづくりモデル事業補助金制度」を創設するとともに、大学との連携協定を締結し、知的・人的資源などの交流により地域社会や市民生活の活性化にも取組んでいます。

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、行政による取組みだけでは不十分であり、今後も緑の担い手を育成するとともに、市民等の主体的な活動を支援する協働のまちづくりを推進することが必要です。

第4章 緑の将来像と基本方針

第1節 緑の将来像

「富田林市総合ビジョン」では、将来像を『ひとがきらめく!自然がきらめく!歴史がきらめく! みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林』としています。また、「富田林市都市計画マスタープラン」では、『歴史・文化・自然が調和する都市 富田林 ~次世代につなぐ安全・安心・快適なまち~』と設定しています。

本計画では、「富田林市総合ビジョン」「富田林市都市計画マスタープラン」の将来像をふまえるとともに、前回の緑の基本計画の将来像である『緑が支える豊かな暮らし、人々がともに育む富田林の緑』の理念を引き継ぎながら、新しい将来像を以下のように設定します。

<富田林市総合ビジョンの将来像>

ひとがきらめく!自然がきらめく!歴史がきらめく! みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林



<富田林市都市計画マスタープランの将来像>

歴史・文化・自然が調和する都市 富田林 ~ 次世代につなぐ安全・安心・快適なまち ~



【富田林市緑の基本計画の将来像】

多様な自然とふれあい、共生する都市 富田林

本市の魅力である多様性(自然、歴史、文化など)を活かしながら、 これらと人とが共生する都市を目指します。

第2節 緑の基本方針

緑の課題を解決し、緑の将来像を実現していくため、緑の基本方針を以下のように設定します。

郷土の緑を守ります

嶽山・金胎寺山などの山の緑や、農地の緑、石川などの水辺、市内に点在する古木・名木は、富田林の風土を継承する貴重な緑です。これらの今ある樹木や樹林地をできる限り減らさず次世代に引き継ぐことで、人と自然が共生する都市を目指します。

緑を創り、活かします

身近な公園は、市民にとって日常のコミュニティや休息、遊びの場としてだけでなく、災害時の避難場所や生物の生息空間としても重要な役割を担っています。

公園の適正な配置に取組むとともに、新規公園の整備や既存公園の再整備の際には、公園の役割や地域性をふまえた幅広い年代に利用される公園づくりを目指します。

また、公共施設や民有地の緑化を進め、身近に緑を実感できる生活都市を 目指します。

みんなで緑を育みます

市民と事業者、市が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築くとともに、次世代を担う子どもたちの緑に対する関心を高め、身近な自然環境などを学び体験できるような取組を行い、人が緑を育み、緑が人を成長させる都市を目指します。

嶽山・金胎寺山や、農地の緑、石川、古木・名木などを、守る郷土の緑と位置づけ、公園・緑地や街路樹、緑道、住宅地の緑などを創り、活かす緑とした緑の方針図を図4-1に示します。

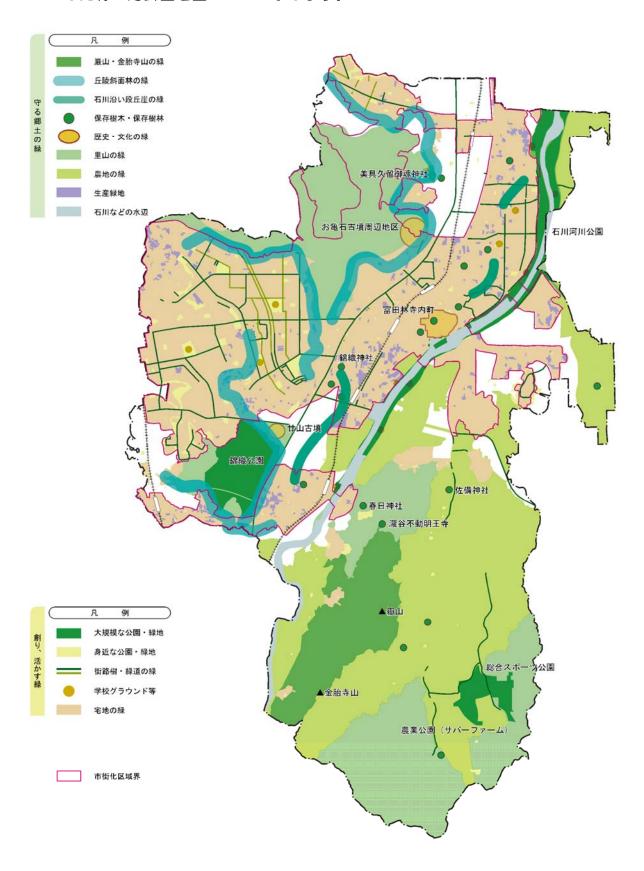


図4-1 緑の方針図

1. 人口の将来見通し

本市は、大都市近郊の住宅都市として人口流入が続いてきましたが、平成 14 (2002) 年をピークに減少傾向にあります。今後の人口の推移については 「富田林市人口ビジョン」に基づき、人口減少や少子高齢化の傾向が将来も続くと仮定した場合は、2040 年に約 8.6 万人(推計人口)と推計されますが、出生率の向上と社会減の抑止を仮定した場合は、約 10.5 万人(人口シミュレーション)を維持することが可能であると見込まれます。

一方、国勢調査の結果を基に国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が平成30(2018)年に実施した推計(社人研推計人口)では、「富田林市人口ビジョン」の推計人口を下回る結果になっています。

このため、本市では、社人研による推計や今後の人口動態等を踏まえながら、 生産年齢人口の増加等、人口減少の抑制に取組むと同時に、人口の変化に対応 したまちづくりに取組みます。

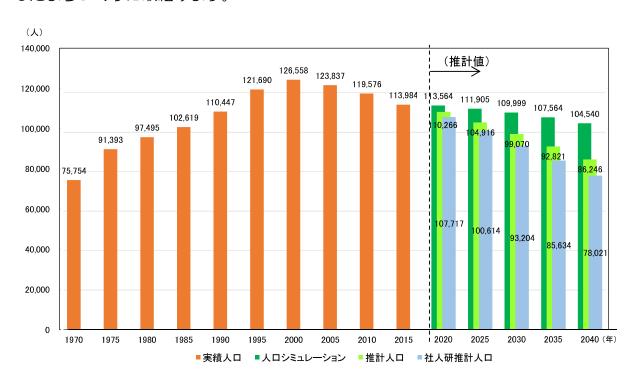


図4-2 人口の推移と見通し

資料:実績値は国勢調査(総務省)

人口シミュレーション及び推計人口は富田林市人口ビジョン 社人研推計人口は国立社会保障・人口問題研究所の 2018 年 3 月推計

2. 緑の目標

1) 現時点での目標達成状況

前回計画における目標と現況は表4-1のとおりです。

現況は、緑地全体としては、前回計画策定時の平成 19(2007) 年時点とほぼ同程度の緑地量となっています。

都市公園や都市公園等の目標である一人当りの面積水準は、新規の公園整備が進んだことや人口減少の影響もあり、前回計画の目標値をおおむね満足する水準にあります。

表4-1	前回計画策定時における目標と現況比較

			前回計画	画策定時	
区分		策定当時 (H19)	目標値 (H29)	現況	
↓ 緑地 ^{※1} の確保	*1の確保 市全域		約 24%	約 26%	約 24%
目標	市街化区域		約 10%	約 12%	約 9%
都市公園等 ^{※2} の確保目標	市全域	都市公園	約 10.1 ㎡/人	約 12.2 ㎡/人	約 12.1 ㎡/人
		都市公園等	約 15.9 ㎡/人	約 18.0 ㎡/人	約 20.9 ㎡/人
	市街化区域 都市公園等	都市公園	約3.6㎡/人	約 4.4 ㎡/人	約 3.9 ㎡/人
		約 4.3 ㎡/人	約 5.1 ㎡/人	約 5.9 ㎡/人	
地域制緑地 ^{※3} の目標	市全域		約21%	約 23%	約 21%

※1:都市公園等と地域制緑地のこと

※2:都市公園とは、都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園

のこと。都市公園等とは、都市公園に都市公園以外の児童遊園等を加えたもの

※3:地域制緑地とは、法律等で土地利用が規制されている樹林地、農地、水辺等の土地

2) 新たな緑の目標

前回計画策定時からの緑地の変化や目標の達成状況、社会情勢の変化、緑の基本方針等をふまえて、改定計画における緑の目標を表4-2のとおり設定します。

表4-2 緑の目標

前回計画の目標	改定計画の目標	考え方
①緑地の確保目標	①市全体に対する緑地率	「郷土の緑を守る」目標として、前回計画と同じく、市全体に対する緑地が占める割合を目標値として設定します。
②都市公園等の 確保目標	②一人当たりの都市公園 等の面積	「緑を創り、活かす」目標として、前回計画と同じく、公園の量を示す指標である一人当たりの都市公園等の面積を目標値として設定します。
③地域制緑地の目標	削除	①と②の目標と重複するため、今回は設定しません。
_	③公園を利用する人の割合	ニーズに対応した公園の魅力を示す指標として、新たに設定します。
_	④緑化活動等に参加して いる人の割合	「みんなで緑を育む」目標として、新た に設定します。

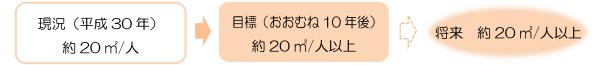
【郷土の緑を守る目標】

■市全体に対する緑地率

現況は、前回計画策定当時とほぼ同程度の緑地率となっています。 将来的にも、現在と同じ緑地率(市全体に対する緑地の割合)を維持することを目標とします。

【緑を創り、活かす目標】

■市民一人当たりの都市公園等の面積 現況は、前回計画策定当時、目標値ともに上回っています。将来的には、 一人当たりの都市公園等の面積として約 20 ㎡/人以上を維持することを目標とします。



※人口減少により上記の数値が上昇することも予想されますが、今後の社会情勢を鑑みつつ、将来的にも20㎡/人以上を維持することとします。

■公園を利用する人の割合

市民アンケートの結果を見ると、「公園をよく利用する」「たまに利用する」人は 42.5%でした。この割合を約 50%まで引き上げることを目標とします。



【みんなで緑を育む目標】

■緑化活動等に参加している人の割合

市民アンケートの結果を見ると、「緑化活動や自然環境保全活動に参加したことがある」人は 14.2%でした。この割合を約 20%まで引き上げることを目標とします。

※「参加したことがない」人で、今後、何らかの活動に参加したいと答えた人の1割が参加すると想定



第5章 緑の施策

第1節 施策の体系

緑の将来像を実現するための基本方針と、基本方針に基づく施策を以下に示します。

将来像

基本方針

郷土の緑を守ります

緑に関する施策

郷土の緑を守る施策

- ▶ 嶽山・金胎寺山における貴重な自然の 保全
- ▶ 市街地やその周辺に残る緑の保全とネットワークの維持・形成
- ▶ 美具久留御魂神社や春日神社などの社 寺林の保全
- ▶ 文化財と一体となった緑の保全・育成
- ▶ 里山などの保全と活用
- ▶ 優良農地や棚田などの保全と活用
- ▶ 生産緑地の保全と活用
- ▶ 石川などの河川やため池の保全と活用
- ▶ 生物多様性の維持
- > 無秩序な開発の抑制

緑を守り、活かす施策 ―

- 府営公園などの大規模な公園・緑地の 整備と運営
- ▶ 公園・緑地の整備と利活用
- ▶ 公園・緑地の適切な維持管理
- ▶ 公園・緑地の再編や活性化
- スポーツや健康づくりの場としての公園・緑地の活用
- > 農業公園や自然資源の活用
- ▶ 緑のネットワークの形成
- ▶ 学校グラウンドや公共施設の緑の維持 管理
- > 公共施設の緑化の推進
- 民有地緑化や環境対策への支援

緑を創り、活かします

みんなで緑を育みます

みんなで緑を育む施策 -

- 緑を担う人材の育成
- 市民や団体、事業者等との協働
- ▶ 市民や事業者等による緑の活動やルールづくりの促進
- 縁に関する普及啓発活動の推進

多様な自然とふれあい、共生する都市

富田田

林

1. 郷土の緑を守る施策

◆嶽山・金胎寺山における貴重な自然の保全

嶽山・金胎寺山は、富田林市でもっとも標高が高く(296.2m)、緑のシンボル景観を呈しています。

西斜面は雑木林が主体で、東斜面は樹園地が 多くなっていますが、比較的自然度が高い山林 が広がっていることから、嶽山・金胎寺山など の自然林の保全に努めます。

また、地域住民と協働しながら、散策路や散策路沿いの山林の整備や管理に努めます。



嶽山•金胎寺山

◆市街地やその周辺に残る緑の保全とネットワークの維持・形成

市街地にわずかに残る緑は、生活に密着した自然として極めて貴重で重要で す。市街地と石川沿いに広がる農地との境界ラインとなっていた段丘崖の樹林

や竹林は、中小企業団地の緩衝緑地としての役割や、市特有の地形の記憶をとどめる緑です。 丘陵地に残る斜面林や、斜面林と一体となったため池等も、市街地に近接した身近な緑であり、生態的に重要なエコトーン*となっています。

今後も、これら市街地やその周辺に残る緑の保全に努めるとともに、公園や街路樹などの緑と一体となったエコロジカル・ネットワーク*の維持・形成に努めます。



住民による竹林の管理作業

- ※エコトーン:環境推移帯とも呼ばれ、樹林地と草地の境界や、海岸・湖岸等の水陸の境界のように、比較的短い距離の間で環境が移行する場所のことをいいます。狭い範囲に多様な環境を含み、生物の生息環境として重要な場所となっています。
- ※エコロジカル・ネットワーク:野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等)がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉です。生態系ネットワークと呼ばれることもあります。

◆美具久留御魂神社や春日神社などの社寺林の保全

地域の歴史的風土を表現する美具久留御魂神 社のシイ林、春日神社のシリブカガシ林をはじ めとして、富田林市の本来の自然植生が保たれ ている社寺林は、今後も自然環境保全林や保存 樹林として保全を図ります。

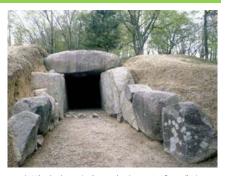


美具久留御魂神社

◆文化財と一体となった緑の保全・育成

国史跡新堂廃寺跡は、府と連携して保存活用 計画の策定に取組みます。

また、オガンジ池瓦窯跡、お亀石古墳、廿山 古墳、河内ふるさとの道や東高野街道等の歴史 資源と一体となった周囲の樹林や竹林、ため池 等は、文化財の保存・活用と連携して、歴史学 習、環境学習の場として活用することを目指し ます。



新堂廃寺・お亀石古墳・オガンジ池 写真提供:富田林市観光協会

◆里山などの保全と活用

里山は、地域の風土に根ざした多様で豊かな 環境を形づくっていることから、市民や団体等 との連携・協働により、地域が主体となった農 地や山林、河川、里山等を保全活用する活動を 支援します。

また、地域住民と協働しながら、広範囲に拡大しつつある竹林の適正管理と保全に努めます。



住民による里山の保全活動

◆優良農地や棚田などの保全と活用

石川沿いには、のどかな田園風景が広がっています。また、甘南備には美しい棚田が連続しています。

農地は、食料生産基盤としてだけでなく、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育み、また、美しい農村の風景は人々の心を和ませてくれるなど、 多面的な機能を有しています。しかし、農地の中には、後継者不足などから放置され荒廃しているものもみられます。

今後、担い手の育成、農地の集積・集約化な ど、農地の流動化を促進することにより、農地 の遊休化を抑制し、優良農地等を保全します。

また、自然保護の立場から、無農薬、有機農業などの生き物にやさしい農業を推奨します。

人が農に親しみふれあえる場として、富田林 市市民農園設置等補助制度などを活用し、農地 の市民農園などとしての活用を促進します。



東条の水田

◆生産緑地の保全と活用

都市農地については、これまでの「宅地化すべきもの」から、環境共生型の 都市を形成する上で重要な役割を果たすものとして認識されるようなったこと をふまえて、地域住民の身近なオープンスペースの場などとして生産緑地の保 全・活用を図ります。

◆石川などの河川やため池の保全と活用

石川は、多様な生態系の回廊であり、水際 の多様な自然と人々の多様なふれあい活動が 行われる貴重な空間であることから、「水と緑 の交流軸」の形成を大阪府との連携のもとに 推進します。

石川やため池などの水辺においては、景観 の向上と、動植物の生息・生育環境や親水空 間の保全に努めます。



写真提供:富田林市観光協会

◆生物多様性の維持

平成 20(2008)年に生物多様性基本法が制定され、生物多様性国家戦略の策定など基本的な考え方が示されました。それに基づき大阪府では、「大阪21世紀の新環境総合計画*」を策定し、府域における豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市においては、平成 14 年度より自然環境保全活用調査に取組んでいますが、絶滅危惧種や特定外来生物の生育も報告されており、生物多様性を維持するための対策が求められています。したがって、今後も自然環境保全活用調査を継続することで市内の動植物に関するモニタリングを行うとともに、市民の生物多様性に対する理解を深め、特定外来生物への対策等にも取組みます。

※大阪21世紀の新環境総合計画(平成30(2018)年7月改定)

■計画期間 平成32(2020)年まで

■計画の全体構成

府民の参加・行動のもと、温室効果ガスの排出量の削減、資源の循環的利用の促進、大気・水環境の改善、環境リスクの高い化学物質の管理、生物の生息環境の保全、都市の魅力と活力の向上などに取組み、豊かな環境の保全と創造を推進

- ■全てのいのちが共生する社会の構築 ○目標
 - 生物多様性の府民認知度 70%以上
 - 生物多様性の損失を止める行動の 拡大

○主な施策

- 生物多様性の府民理解の促進
- ・生物多様性の損失を止める行動の促進
- 府域の生物多様性の現状を評価
- 地域指定の拡大と生物多様性推進拠点の整備



(参考) 生物多様性に関する国の取組

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるために、平成 20 年に生物多様性基本 法が制定されました。この法律では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生 物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき基本的施策など、わが国の生物 多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。

また、「都道府県及び市町村は、単独又は共同して(中略)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならない」と規定されています(第13条)。

生物多様性国家戦略 2012-2020 (平成 24 年 9 月閣議決定) においても、生物 多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における行政、事業者、民間団体、地域住民などによるさまざまな取組を進めるためには、都道府県をはじめ地 方自治体がそれぞれの地域の特性に応じて地域戦略を策定することが不可欠であり、国は、地方自治体による地域戦略の策定を援助、促進するための取組を行うとしています。



◆無秩序な開発の抑制

市街地に隣接する農地や樹林地などの保全に努めるとともに、開発行為に対しては、周囲の自然環境に配慮した協議を行い、まちと自然の調和を目指します。

また、「(仮称) 富田林市自然環境保全条例」の策定や関係法令の見直しについて検討します。

2. 緑を創り、活かす施策

◆府営公園などの大規模な公園・緑地の整備と運営

錦織公園は、良好な環境・空間の維持管理に努めるとともに、広域避難地としての防災機能の充実を図るため、大阪府との連携と情報共有を図ります。

石川河川公園については、施設の維持管理に努めるとともに、長期未着手の 区域については、都市計画の見直し評価をふまえて大阪府との連携を図り、河 川改修や河川敷の公園・グランド利用の際は、草地の連続性や、魚をはじめ水 生生物の遡上環境への配慮など、水辺の生き物の保全について大阪府と協議を してまいります。

また、地元住民をはじめとして、市内の NPO や自然保護団体を中心に、広く市民の参加を得て、維持管理に係る活動を促進します。

総合スポーツ公園については、地域住民等との連携を図りながら運営を充実 し、利用の促進に努めます。



錦織公園(やんちゃの里)



錦織公園(梅の里)



石川河川公園(千早つどいの広場)



石川河川公園(西行うたのみち)

◆公園・緑地の整備と利活用

公園・緑地については、レクリエーション機能や防災機能等を確保するため、 施設の整備に努めます。

また、今後の人口動向や地域の実情を踏まえ、市域全体での適正配置を検討するとともに、地域住民の協力を得ながら整備を進め、癒しとコミュニティの場としての利活用に取組みます。

◆公園・緑地の適切な維持管理

既存の公園・緑地に関しては、樹木や公園施設等の点検や清掃活動、花壇管理等を官民一体となって押し進めます。

また、従来の対処的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換を図り、老 朽化施設のメンテナンスや改修を行い、安全・安心な施設の維持管理を行いま す。

◆公園・緑地の再編や活性化

少子高齢化や人口減少などの社会の変化にともない、多様化するニーズに対応するために、健康運動の増進や子育てしやすい環境づくりに取組みます。

公園・緑地の再編や活性化にあたっては、民間活力の導入など、民間事業者 との連携に取組み、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の地域交流の場と して、新たな活用や魅力づくりの可能性を検討します。

◆スポーツや健康づくりの場としての公園・緑地の活用

総合スポーツ公園や河川敷などにあるグラウンド、サイクリングロードは、豊かな自然の中での市民のスポーツ、健康増進の拠点として活用し、利用の促進を図ります。



総合スポーツ公園

◆農業公園や自然資源の活用

富田林市農業公園サバーファームは、地産 地消を推奨し身近に感じられる農業のPRと 環境学習や自然レクリエーションの場として 活用し、さらなる利用促進を図ります。

また、自然資源を活かした観光振興を図る ため、食や農業体験等を組み合わせたグリー ンツーリズム・アグリツーリズムなどの観光 プログラムの開発等に取組みます。



農業公園サバーファーム

◆緑のネットワークの形成

商工観光部局との連携にもとづいて、サイクリング・ステーションやサイン、休憩場所や情報発信の充実を行い、利用促進を図ります。

街路樹や緑道の植栽は、グリーンマネジメントの視点をふまえ、安全かつ癒しの空間になるように、市民の理解と協力を得ながら適切な維持管理を行います。



街路樹

◆学校グラウンドや公共施設の緑の維持管理

災害時の避難場所に指定されている学校のグラウンドや公共施設の広場については、十分な空地機能を確保するとともに、植栽の適切な維持管理を行います。

◆公共施設の緑化の推進

市街地においては、ヒートアイランドの抑制や快適環境の創出、良好な景観 形成を図るため緑化を推進します。

公共用地においては、今後も樹木の適切な維持管理や緑化の推進に努めるとともに、幼稚園や小中学校での緑のカーテンや太陽光発電等の再生可能エネルギー施設の設置を通じて地球温暖化緩和を推進します。



緑のカーテン



中学校での太陽光発電

◆民有地緑化や環境対策への支援

民有地の緑化に関しては、緑化推進事業助成金交付制度などの緑化に係る制度を継続するとともに、大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度に基づいて、接道部緑化などの緑化を促進し、緑視効果の高い景観形成を図ります。

また、地球温暖化対策を推進するため、民有地の屋上などでの太陽光発電や 家庭用燃料電池の設置を推進します。

3. みんなで緑を育む施策

◆緑を担う人材の育成

本市では、これまでも公立幼稚園でのビオトープ整備や環境対策の実践事例の広報などに取組んできましたが、今後も教育現場と連携して、将来を担う子どもたちへの環境学習や自然学習を推進します。





錦郡幼稚園のビオトープ

◆市民や団体、事業者等との協働

全市的な緑の保全・育成や創造を推進していくため、富田林の自然を守る市民運動協議会をはじめ、緑関連の市民団体の取組については今後も連携をし、活動を促進します。

また、石川大清掃の開催など、市民や団体、 事業所等との協働による環境美化活動を推進し ます。



石川大清掃

◆市民や事業者等による緑の活動やルールづくりの促進

街路樹、公園等の適切な管理・整備を行うとともに、市街地における緑化活動、里山の保全育成活動、環境美化・清掃活動を促進するため、市民や事業所等の自主的な緑化活動を支援します。

また、地域主体による緑豊かなまちなみ形成のために、建築協定、緑地協定などの活用に努めます。

◆緑に関する普及啓発活動の推進

富田林市公園緑化協会と連携し、緑に関する情報発信やイベント等を通じた普及啓発活動に取組みます。

また、市民への環境美化意識の啓発や、アドプト・プログラムによる清掃活動への支援、事業所等による不法投棄の解消に向けた取組を推進します。



緑化フェア

第6章 保全配慮地区の方針

第1節 保全配慮地区の設定

保全配慮地区とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定める事項の一つで、「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

行為の制限などの法的な効果は生じませんが、風致景観や生物多様性の保全、 市民の自然との触れ合いの場などの観点から、多様な制度の適用を検討しなが ら、緑地の保全に取組んでいく地区になります。

本計画では、本市の緑の拠点となるような地区であること、生物の生息場所となっていて、エコロジカル・ネットワークの形成に必要な地区であること、地域住民などによる緑に関する活動が行われている地区であること等を勘案して、以下に示す3地区を保全配慮地区に定めます。

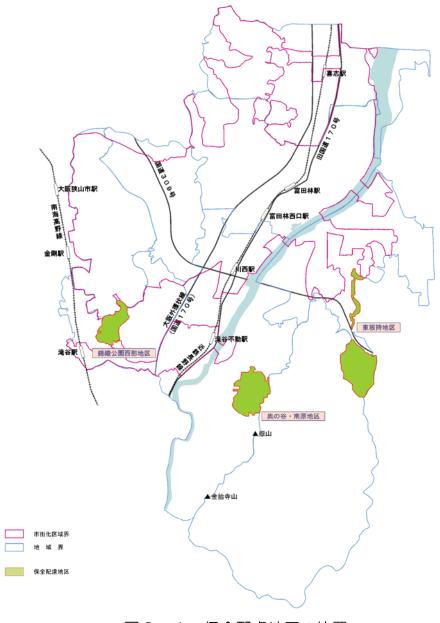


図6-1 保全配慮地区の位置

1. 奥の谷・南原地区

1)地区の現況と課題

嶽山・金胎寺一帯には多くの自然林や谷地田が存在しています。一方で、 耕作放棄地の増加や竹林の拡大等、山林や農地の荒廃化が進んでおり、緑の 機能の持続や資源の活用の面で課題が生じています。

当地区においては、平成 14 (2002) 年度より、富田林の自然を守る市 民運動協議会と市の協働による自然環境保全活用調査が継続的に実施される とともに、市民等による具体的な里山保全活動が行われています。

2)緑の保全・育成の方針

引き続き、当地区を本市における「里山保全モデル地区」として位置づけ、市民とのパートナーシップにもとづいて育成していきます。

表6-1 奥の谷・南原地区の方針

	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
基本方針	保全・育成の方針
市民参加による里山保全	・ 山林所有者の維持管理活動や市民活動に対する支
の推進	援
	• 自然観察路等の整備や管理
	・ 市民参加による樹林地の保全管理
	森林ボランティアやインストラクター等人材の育
	成
	・ 里山保全のための事務局の設置や活動拠点、新た
	な基金の創設等、市民参加型管理体制の確立に向
	けてのソフト施策の推進
一体的な緑地としての里	・ 樹林の保全・育成
山環境のエコアップ	・ 農林業基盤を含む里山環境の保全と活用
	• 谷筋の水辺環境の保全や自然再生
重要な樹林・樹林地の保	・ 景観木や良好な一団の樹林地の保護、保全・育成
全•育成	
緑地特性を生かした緑の	・ 眺望性を活かした緑の拠点や歴史資源を活かした
活動空間の整備	園地の整備
	・ 農業・自然体験型拠点の拡充、市民農園の整備
	・ 谷地を生かした自然環境型拠点整備
緑のネットワーク路の拡	・ 農道等兼用区間の環境改善
充	

2. 錦織公園西部地区

1) 地区の現況と課題

本地区は、大阪府営錦織公園と金剛錦織台住宅地にはさまれた民有緑地で、 植生はコナラ林を中心に、アカマツ林、モウソウチク林を主とする樹林が、 須賀大池をはじめ大小のため池を含む谷地に形成されています。

地区内では、過去、オオタカの営巣が確認されており、多種多様な動植物の生息場所となっていることから、今後に開発事業などが起こる場合は、自然環境保全の観点から必要な措置が講じられるような配慮が必要です。

2)緑の保全・育成の方針

ため池と一体となった貴重な樹林地を保全するとともに、緑地の環境保全等の機能を維持・増進し、適切な維持管理を推進します。

特に、地区内における自然生態系の保全を重視し、隣接する錦織公園との連携を図りながら、野鳥をはじめとする生物の多様性の確保にむけて取組みます。

表6-2 錦織公園西部地区の方針

基本方針	保全・育成の方針
市民参加と協働にもとづく緑地の維持管理	・ 市民参加による良好な樹林地形成にむけての維持・管理・ 市民参加による生物モニタリング調査の実施・ 市民と市、府等の協力関係にもとづく保全管理体制の構築
地区内の自然環境保全にむけての具体的な取組	動物の生息環境を含む斜面林の保全・育成ため池等の水辺空間におけるエコアップと良好な 自然環境の維持隣接する府営錦織公園とのソフト連携・ネットワ ーク
周辺地の開発や公共整備 の適切な誘導	自然環境や景観に配慮した周辺住宅地開発や都市計画道路等公共事業の誘導工事段階における保全対象動物のモニタリング調査等の実施と必要な保全措置の実施
自然環境学習の場として の整備	ため池等の水辺を生かした環境学習の場の整備小動物生息地の保全

3. 東板持地区

1) 地区の現況と課題

本地区は、河南町との市境界近くを流れる宇奈田川沿いの農地と樹林地からなります。地区北端の棚田においては、小規模ながら畦畔部の草地、ため池、雑木林が一体となった良好な自然環境が保たれ、地区の南部には、市南部からつづく丘陵地のまとまった雑木林が存在します。また、宇奈田川沿いに連続する竹林周辺にはホタルが生息しています。

しかし、周辺部では住宅地開発等により丘陵地の緑が喪失し、良好な自然環境や景観に変化がみられることから、地区の保全にむけて取組が必要な状況となっています。

2)緑の保全・育成の方針

地元農家を中心とした地域コミュニティによるまちづくり・地域づくりの 一環として、農地を含む里地・里山の緑地保全に取組みます。

表6-3 東板持地区の方針

基本方針	保全・育成の方針
地域ぐるみの里山保全・ 育成活動の推進	・ 里山保全活動を実施する地元住民組織の育成・ 市内NPO団体、地域住民、農業関係者、市との連携にもとづく里山や農地、水辺等の保全管理体制の構築と情報共有
地区内の緑の保全にむけての具体的な取組	 地区内の棚田やため池、雑木林が一体となった良好な自然環境の保全・活用 里山管理による良好な竹林環境の形成 周辺地区の地域整備に対する、自然に配慮した適切な誘導 自然な小川の再生等、ホタル等の生息環境の維持と創出 地区南部の丘陵地における明るい雑木林の維持管理

第7章 計画の実現に向けて

第1節 計画推進の仕組みづくり

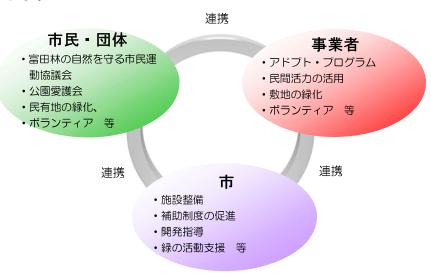
1. 緑のパートナーシップづくり

1) 庁内の推進体制

市は、「富田林市緑の基本計画」に基づいて、緑の施策を進めるための実施 体制を充実させるとともに、緑に関わる各部署が連携しながら、これまでの施 策の継続・拡充、新たな施策に取り組みます。

2) 市民や団体、事業者等とのパートナーシップ

市民や団体、事業者等の自主的な活動への支援を積極的に行っていくことで、 緑のまちづくりに関わる各主体がパートナーシップを築きやすい環境を整え ていきます。



2. 関係機関との連携

国や大阪府、隣接する自治体等と相互に連携を図りながら、広域的な緑のネットワークの形成に向けて各種施策に取組みます。

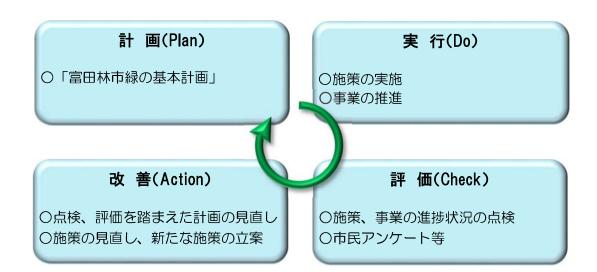
3. 緑の保全・育成を支援する制度や体制の充実

緑地協定、富田林市保存樹林・保存樹木の指定制度といった既存の制度を活用した緑化や緑の保全を進めるとともに、「(仮称)富田林市自然環境保全条例」の策定や関係法令の見直しについて検討します。

また、地権者や地元、緑の保全活動団体と市とが一体となって、協働で緑の 保全・育成に取組むための仕組みづくりを検討します。

1. 進行管理のサイクル

本計画が目指す緑の将来像の実現に向けて、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルで進行管理を行います。



2. 進行管理の方法

本計画は、今後おおむね 10 年間を計画期間とし、法改正や社会情勢の変化などに対応しつつ、必要に応じて見直しを行います。

見直しにあたっては、本計画で位置づけた施策の実施状況や市民意向、計画目標の達成状況を検証し、関係者等による協議の場を設けて行います。



参考資料

- ■策定の経緯
- ■緑のまちづくりワークショップ
- ■語句説明

■策定の経緯

年月日	会議等	内容
平成 30 年 7 月~8 月	緑の基本計画策定のためのアンケート調査	・平成30年7月5日~8月6日
8月25日	第1回緑のまちづくり ワークショップ	・テーマ解説:「まちづくりに緑が果たす役割」 ・ワークショップ:「富田林の緑の課題につい て」
9月24日	第 2 回緑のまちづくり ワークショップ	・テーマ解説:「緑の取り組みの新しい視点」・ワークショップ:「緑の取り組みへの提案」
10月22日	富田林市環境審議会	・アンケート調査報告・ワークショップ報告・緑の基本計画改定方針について
11月	大阪府(意見照会)	• 11 月~12 月 実施
平成 31 年 1 月 4 日	パブリックコメント (意見募集)	•1月4日~1月31日 実施
2月5日	富田林市環境審議会	緑の基本計画について
3月	_	・緑の基本計画の改定

■緑のまちづくりワークショップ

富田林市緑の基本計画

「第1回緑のまちづくりワークショップ」を開催しました

~みんなで緑の課題を考えよう~

緑のまちづくりワークショップは、現在検討中の富田林市緑の基本計画について、市民の皆様のご意見などを参考としていくため、平成30年8月25日(日)に実施したものです。当日は11名の方に参加していただくとともに、大阪府立大学の藤原教授に講演をお願いしました。

ました。 緑のまちづくりワークショップでは、緑が有する「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」機能の4つの班に分かれ、それぞれの課題やアイデアなどをいただき、全員で意見を共有しました。



項目	ワークショップ	での主なご意見
	◆自然環境の保全	◆植樹、街路樹等の維持管理
	・水田や農地などが少ない	・木を植える際、樹種を適切に選ぶ
	農業を守ることによって自然を守る	• 街路樹の老木化、適切な管理
	・石川の清掃、周りの環境はとても大切	街路樹の水やり(個人又は行政)
環境保全	◆農地、山林の維持管理と活用	◆生物多様性の確保
	・緑の管理活用方法	・生物との共生に役立つ池、農業用水対策
	使われていない農地を有効活用するべき	・温暖化に対応できる緑化計画
	・棚田を管理するシステムを行政と協働で	・土と水の大切さの認識
	つくる	・土地の人々や環境を理解する
	◆公園の整備や適正な配置	◆公園施設の充実
	・住宅地に公園がない	・天候に左右されない屋内施設が欲しい
レクリエー	・住民の憩いの場となる公園がない	・既存公園の緑を充実させる
ション	・府と市が連携し、錦織公園を整備	自然を活かした公園づくりを
	・公園の場所が偏っている	・公園に駐車場を設けてほしい
	・ 市全体の公園化	・公園を利用しやすくするための方策
	◆自然景観の減少・荒廃化	◆緑化・美化の推進
	駅周辺に緑が少ない(きれいでない)	・緑を増やし、守る活動を市民が一体とな
	工業団地のまわりにみどりはあるか	って広げるべき
景観形成	• 住宅地の緑の保全	通学路は草が邪魔で道が狭くなっている
	◆市のシンボルとなる緑の保全	◆緑化に関する市民意識の醸成
	・文化財と緑を守る	・緑に対する市民意識の喚起
	石川の清掃。きれいであるほうが良い	・親子で体験、管理、植林や剪定など
防災	・防災計画としての緑化計画	・石川の清掃(河が増水した時にも困る)
その他	緑のデータを整える	• 「緑の基本計画」を知らない人が多い

緑のまちづくりワークショップの開催状況

環境保全



レクリエーション



景観



防災



ワークショップ各班の結果発表







- ワークショップの主な感想
- ・富田林の緑地を考えることは非常に重要である。こういった機会が得られ、有意義であった
- 緑への理解を深めるきかっけになった
- いろんな意見が出て良かった

講師の主な感想

- ・行政とともに様々な意見をどのように実現していくかが重要である
- どこで、どのように増やすのかについて、もっと話し合いが必要である

緑のまちづくりワークショップの結果は緑の基本計画に活かします

⇒ 参加者の皆さんのご意見を整理し、検討中の緑の基本計画に活用します。

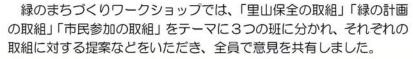
富田林市 産業環境部 みどり環境課

富田林市緑の基本計画

「第2回緑のまちづくりワークショップ」を開催しました

~緑の取組と今後の課題を提案しよう~

緑のまちづくりワークショップは、現在検討中の富田林市緑の基本計画について、市民の皆様のご意見などを参考としていくため、平成30年9月24日(月)に2回目のワークショップを実施したものです。当日は9名の方に参加していただくとともに、大阪府立大学の藤原教授に講演をお願いしました。





項目	ワークショップでのご意見・ご提案
里山保全の取組	■里山の整備、活用
	・里山の散策路及びその周辺地を整備し、ルートを決める
	・里山の生産物の活用
	■里山活動の拠点形成
	・宿泊、調査研究、教育ができる活動拠点が必要
	■里山の管理
	・里山の権利者にとって管理が難しい
	・市民、地権者、企業、行政がそれぞれの役割のもとに協働で取り組む
	・里山保全活動費の確保
緑の計画の取組	■民間と行政との協働による緑のまちづくり
	・市が全体構想をまとめ、市と企業が協力して問題等を解決し、実施後の問
	題点を確認、修正することを繰り返す
	・市のイメージアップを図ったり、個人名・企業名の入ったプレート設置等
	により民間の参画を促し、資金を集める
	・大阪府のパートナーシップ協定の富田林版をつくる
	■緑のまちづくりへの支援、動機づけ
	自分達で公園を管理すれば公園を利用する人も増える雨水タンク設置への助成
市民参加の取組	■学校との連携
「中民参加の知道	・学校の課外活動に里山保全や生物多様性学習を取入れる
	■町内会、地域コミュニティの活性化
	・公園等の施設をきれいにする活動を町内会清掃活動に取り入れる
	緑のまちづくりを住民同士のコミュニケーションや交流の場に
	■ボランティアの確保
	・テスト的にランチ付里山保全活動などに取組んでみる
	・ボランティアにメリットをつける(例:清掃後に地元企業の商品を PR。市
	内にある和菓子やランチ(弁当)の提供など)
	■情報の発信
	・集まった意見の中で採用されたものを公表し、市民の意識向上につなげる

緑のまちづくりワークショップの開催状況

里山保全の取組



緑の計画の取組



市民参加の取組



ワークショップ各班の結果発表







参加者の主な感想

- 年齢や立場の違う人の意見や考え方を聞くことができてよかった
- 今回集まって出た意見が緑の基本計画に 反映されたら嬉しい
- ・ワークショップに参加し、緑に関心を持つ良い機会になったので、今度は緑を増 やす行動を実際に行っていきたい

講師の主な感想

- ・緑の取組は、企業、市民、NPO 等がどの ように関わるのかを考える必要がある
- ・里山の保全団体の高齢化が進んでおり、 若い世代をどのように呼び込むのかが課題である
- 緑のボランティアに参加する楽しみが仲間を増やす重要なポイントである

緑のまちづくりワークショップの結果は緑の基本計画に活かします

▶ 参加者の皆さんのご意見・ご提案を整理し、検討中の緑の基本計画に活用します

富田林市 産業環境部 みどり環境課

■語句説明

ア行

アドプト・プログラム

行政が、特定の公共財(道路、公園、河川など)について、市民や民間業者と定期的に 美化活動を行うよう契約する制度のこと。美 化活動を行う主体は、地域住民などのボラン ティアが多く、行政はそれらの活動に対し一 定の支援を行う。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。

エコトーン

環境推移帯とも呼ばれ、樹林地と草地の境界や、海岸・湖岸等の水陸の境界のように、比較的短い距離の間で環境が移行する場所のことをいう。狭い範囲に多様な環境を含み、生物の生息環境として重要な場所となっている。

エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等)がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉。生態系ネットワークと呼ばれることもある。

力行

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

河川区域

河川法に基づき、河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地等として指定する区域。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

グリーンマネジメント

道路緑化の調査・設計から管理に至るまで の総合的な分野において、市民参加を促進し つつ、緑化の機能を効果的に創造すること。

サ行

市街化区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、 すでに市街地を形成している区域、及びおお むね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化 を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、 市街化を抑制すべき区域。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するためにレクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、 農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける菜園(農園)のこと。

重要伝統的建造物群保存地区

文化財保護法に基づいて、伝統的建造物群、及びこれと一体をなして歴史的風致を形成している環境を保存するため市町村が定めた区域を、わが国にとって、その価値が特に高いものを国が選定した地区。

生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、平成 20 年に制定された法律。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、 運動等総合的な利用に供することを目的と する公園。

タ行

地域制緑地

法律等で土地利用が規制されている林地、 農地、水辺等の土地のこと。

地区計画

都市計画法に基づいて、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制・誘導を行う制度。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に 供することを目的とする公園。

特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、 生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害 を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの の中から指定されたもの。

都市計画区域

都市計画法に基づいて、「一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域」について、都道府県が指定するもの。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づいて、市町村が策定主体 となって、都市計画区域における都市づくり の将来ビジョンを示す計画。

都市公園

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに 改善、都市の景観の向上を図るために設けら れている緑地。

ハ行

ビオトープ

「地域の野生の生きものが暮らす場所」を 意味します。人工的に造った池などといった 特別なものを指すのではなく、身近にある森 林や草地、 河川や河原、池や湖沼、海や干 潟など、その地域にもともといる野生の生き ものたちがくらしたり利用したりする、 あ る程度まとまった場所のことを言います。

保存樹木 樹林

「富田林市古樹名木等の保存に関する規則」に基づいて、市内に残る古樹・名木を指 定したもの。

ヤ行

谷地田

台地が開析されてできた谷間の低地すな わち谷地に分布する水田。谷津田(やつだ) ともいう。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き 続き耕作の目的に供されないと見込まれる 農地。

用途地域

都市計画法に基づいて定める地域地区の一つ。市街地における用途混在の防止を目的として、住居、商業、工業など大枠の土地利用を区分するもの。第一種低層住居専用地域など住居系用途8種類、商業系用途2種類、工業系用途3種類の計13種類がある。

ラ行

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、公共施設を相互に結ぶように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。

緑地率

市域面積や市街地面積に対する都市公園等と地域制緑地の面積割合。

緑被地

樹林地や農地、河川などの水辺、公園等の 植栽地のように、緑で覆われている土地のこ と。

緑被率

ある一定の地域内における緑被地の割合。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書。

富田林市緑の基本計画

発行:平成31(2019)年3月

編集:富田林市 産業環境部 みどり環境課

〒 584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000

https://www.city.tondabayashi.lg.jp

